

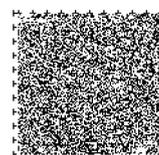
第9期 日高市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



令和6年3月

日高市





はじめに

国の人口統計調査によると、我が国の総人口（令和5年9月1日現在）は前年と比較して約62万人減少しています。一方、65歳以上の高齢者の占める割合（高齢化率）は29.1%となり、世界で最も高い水準となっています。全国的に高齢化が進んでいる中、本市の傾向もより顕著となっており、令和5年4月時点の高齢化率は33.7%で、3人に1人が高齢者という状況です。要介護認定者数も増加が続いていることから、高齢者を

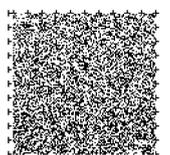
支援するための取組はより一層重要となってまいります。

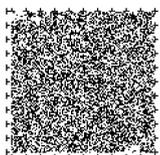
本市では令和3年に「市民一人一人が健康づくりに取り組み、地域とのふれあいの中で『健幸』を実感できるまち」を目指して、「健幸のまち」を宣言しました。この宣言の趣旨を踏まえ、「団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年」や、「団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年」への取組が早急に求められている状況も鑑み、「認め合い、支え合いつくる健幸のまち」を基本理念とする「第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。第9期となる本計画では、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保するとともに、地域共生社会の実現という観点から、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進してまいります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、教育機関、社会福祉施設や医療機関の方々と市がさらに緊密な連携を維持することが重要です。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、各種の調査にご協力くださった方々、市民コメントをお寄せくださった方々、さらには、審議を尽くされた策定委員会の皆様から心から感謝を申し上げます。

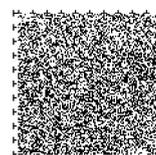
令和6年3月
日高市長 谷ヶ崎 照雄





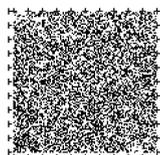
目 次

第1章	計画策定に当たって	1
1-1	計画策定の背景と趣旨	1
1-2	計画の基本的な考え方	2
1-3	計画の位置付け	4
1-4	計画の期間	5
1-5	計画の策定体制	6
第2章	日高市の状況及び将来推計	7
2-1	高齢者の現状	7
2-2	将来推計	12
2-3	アンケート調査結果の要点	15
第3章	計画の基本的な考え方	33
3-1	基本理念	33
3-2	基本目標	33
3-3	日常生活圏域の設定	34
第4章	施策の展開	36
4-1	施策の体系	36
4-2	高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり	37
4-3	地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進	50
4-4	地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保	54
第5章	介護保険事業の展開	55
5-1	サービス提供体制の整備	55
5-2	介護保険サービスの推計	55
5-3	地域支援事業の推計	61
5-4	介護保険事業費と介護保険料の設定	64
第6章	計画の推進	66
6-1	計画の推進	66



参考資料

1. 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	68
2. 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	70
3. 日高市福祉計画検討委員会設置規程	71
4. 策定経過	76
5. 市民コメント	77
6. 介護保険サービスの説明	80
7. 用語解説	84



1-1 計画策定の背景と趣旨

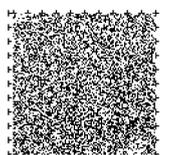
本市の高齢者人口と高齢化率、要介護（要支援）認定率は年々上昇しており、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年が目前に迫っています。生産年齢人口は減少していくことが見込まれていますが、高齢化率は今後、増加傾向が続きます。また、高齢単身世帯は令和2年度国勢調査で12.4%（2,771人）と全国（12.1%）を上回っており、地域包括ケアシステムの深化・推進の必要性が高まっています。

令和5年には、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期高齢者財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置が定められました。

さらに同年「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、市民が認知症や認知症の人に関する正しい知識を深めるとともに、国や地方公共団体は、認知症施策を策定・実施する責務を有することが定められました。

本市においても、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、「地域共生社会」の実現を目指していくとともに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが求められています。

このような高齢者を取り巻く現状を踏まえ、「第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



1-2 計画策定の基本的な考え方

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

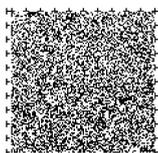
令和3年度～令和5年度の介護給付等の実績を踏まえつつ、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて、介護サービス基盤を計画的に確保していきます。また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者のサービス需要や在宅医療の整備状況を踏まえ、医療・介護の連携を強化し、医療及び介護の効率的かつ効果的な提供を図っていきます。

居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについて、地域の実情に応じて更なる普及を検討し、取り組んでいきます。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、様々な生活上の困難を支え合う「地域共生社会」の実現を目指すことが重要になっています。そのため、地域住民への総合相談支援等を担う地域包括支援センターについて、体制や環境の整備を図っていくことに加え、障がい者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進していく必要があります。

認知症施策については、認知症になっても住み慣れた地域で質の高いケアマネジメントや、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、施策を推進していきます。また、介護予防・重度化防止や自立した日常生活の支援のため、地域の実情に応じて多様な主体の参画を得つつ実施する地域支援事業を推進していきます。



介護予防・日常生活支援総合事業等についても充実していくための包括的な方策を検討し、集中的に取り組んでいきます。

医療・介護情報基盤の整備として、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、医療・介護分野での DX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、患者・利用者自身の医療・介護情報の標準化を進め、デジタル基盤を活用して医療機関・介護事業所等の間で必要なときに必要な情報を共有・活用できるよう、支援を行います。

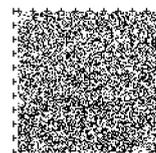
保険者機能を強化するため、給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化を推進していきます。

（3）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方で、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれています。今後の我が国の人口動態等を踏まえると、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定されています。こうした現状において、介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取組を実施していきます。

介護サービスの需要が今後更に高まるが見込まれる中で、深刻化する介護人材不足を解決し、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、介護現場の生産性向上の取組の一層の推進は喫緊の課題となっています。そのため、県と連携して、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など生産性向上に資する様々な支援・施策を推進していきます。

介護サービス事業者経営情報の調査、分析に係る取組や介護サービス情報公表制度における財務状況や一人当たり賃金等の公表に向けた取組も進めていきます。

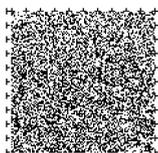


1-3 計画の位置付け

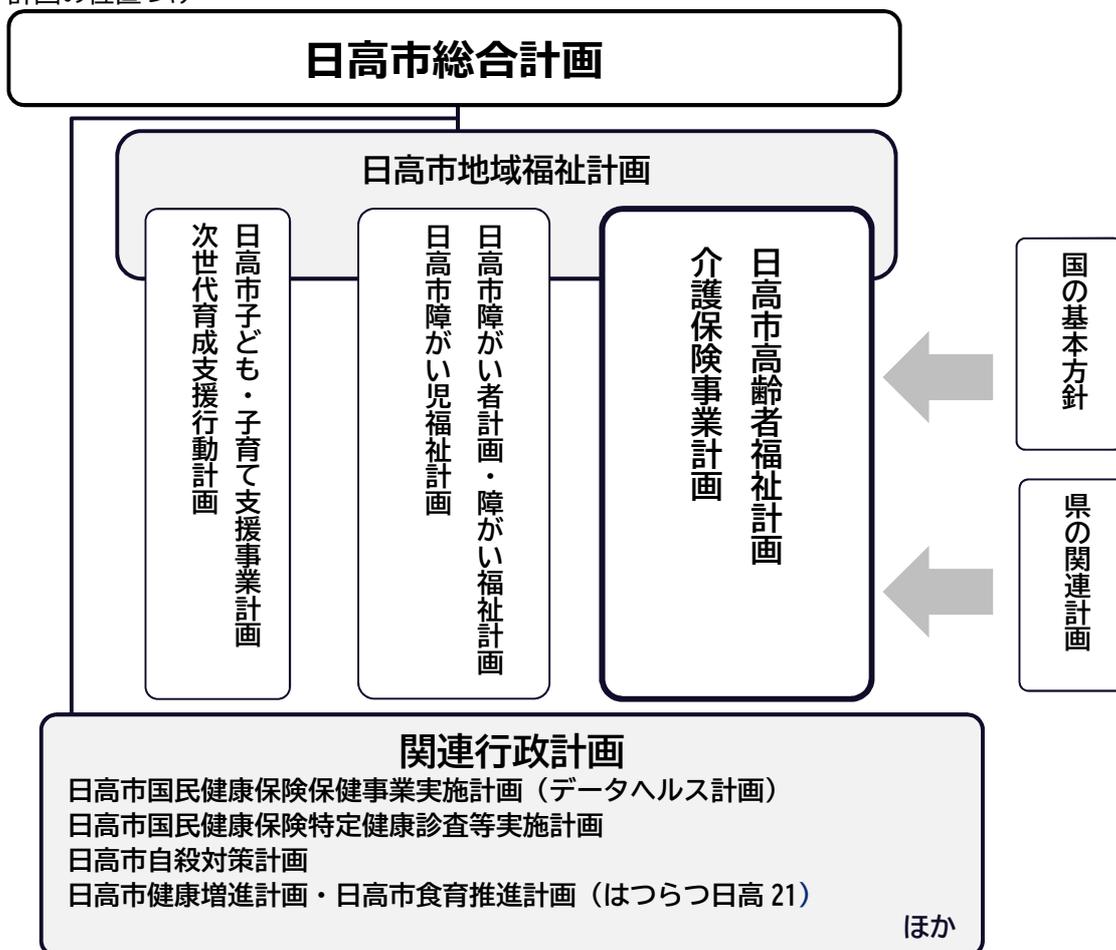
本計画は、高齢者福祉全般にわたる計画である「老人福祉計画（老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく法定計画）」と介護保険事業の円滑な運営を図るための「介護保険事業計画（介護保険法第 117 条の規定に基づく法定計画）」を一体化して策定するものです。

国の基本指針や県の関連計画（高齢者支援計画、医療計画等）と整合性を図るとともに、「第 6 次日高市総合計画」及び福祉分野の包括的な計画となる「第 4 次日高市地域福祉計画」を上位計画として位置付け、障がい福祉計画、健康増進計画等の関連計画と調和の取れた計画とします。

認知症などをはじめとした判断力が十分でない高齢者等の権利を守るため、成年後見制度の利用促進を目的とした「日高市成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づく法定計画）」を包含した内容とします。



■ 計画の位置づけ

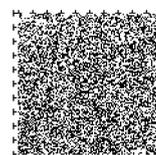


1-4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図るものとします。

■ 計画期間

年度	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	---	R22 2040
	令和22年度を見据えた中長期の目標設定													
	第7期		第8期			第9期			第10期					



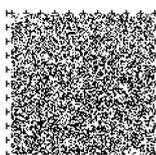
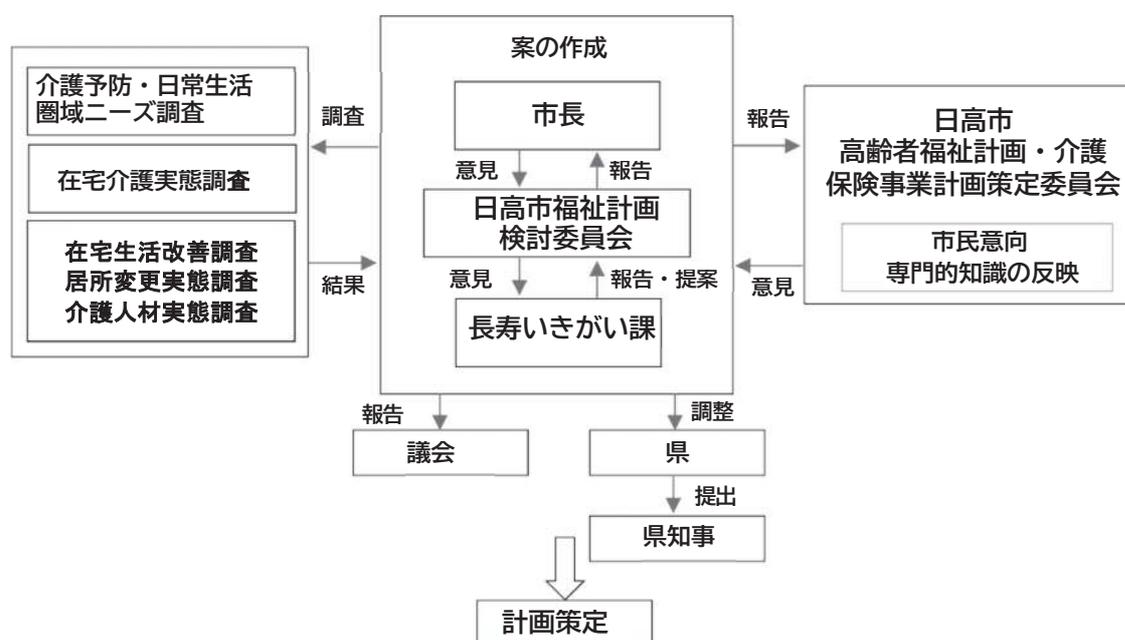
1-5 計画の策定体制

多くの市民の意見や高齢者等の生活状態を把握し、第9期計画の事業展開に反映させるため、令和4年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」を実施しました。

本計画の策定に当たっては、知識経験者、被保険者、保健・医療機関又は福祉関係団体等により構成される「日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において協議・検討を行うとともに、高齢者福祉計画は、高齢者の生活全体に関わる計画であることから、関係する計画・事業との連携を図るため、市職員で構成する「日高市福祉計画検討委員会」を設置し、関係各課による検討を重ねました。

本計画に対して、市民から幅広い意見を反映させるために、令和6年1月6日から2月5日まで市民コメント（パブリックコメント）を実施しました。

■ 計画の策定体制



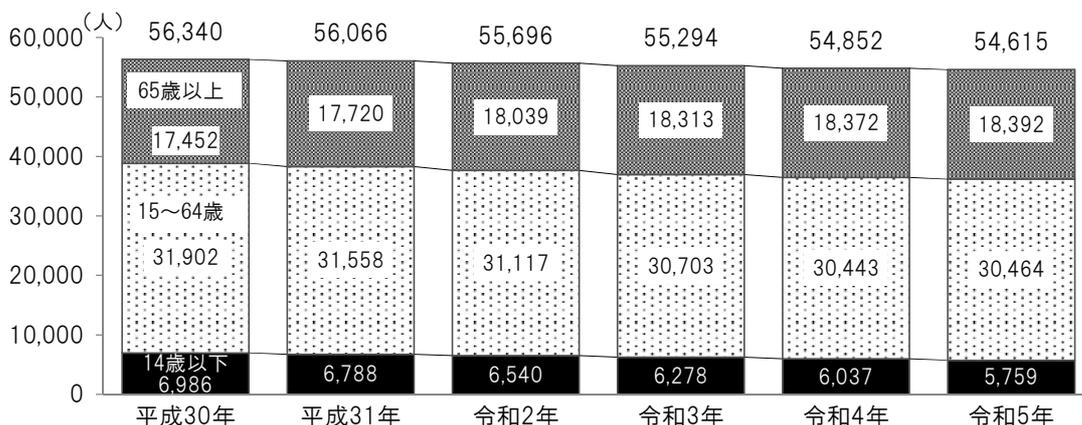
2-1 高齢者の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、減少傾向にあり、令和2年から令和5年の3年間で約1,000人減少しています。

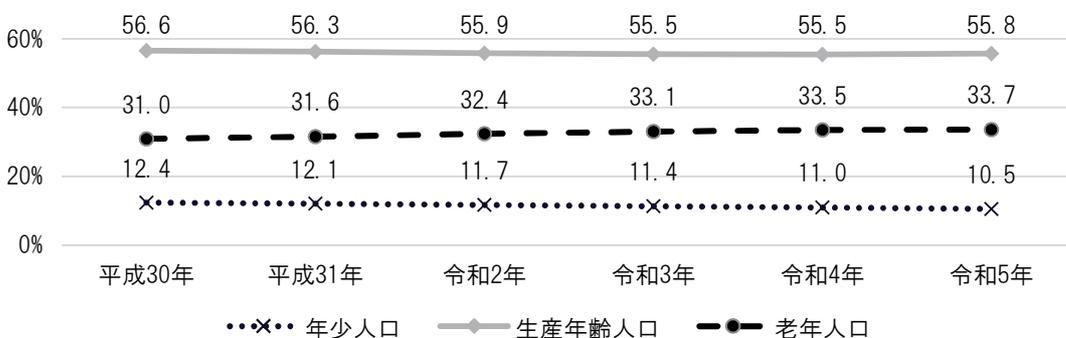
令和5年の年齢3区分別の人口構成は、年少人口（14歳以下）が10.5%（5,759人）、生産年齢人口（15～64歳）が55.8%（30,464人）、高齢者人口（65歳以上）が33.7%（18,392人）となっています。令和2年からの推移を見ると、生産年齢人口は約650人、年少人口は約800人減少していますが、高齢者人口は353人、1.02倍の増加となっています。

■ 年齢3区分人口の推移

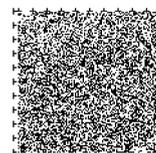


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分人口の構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



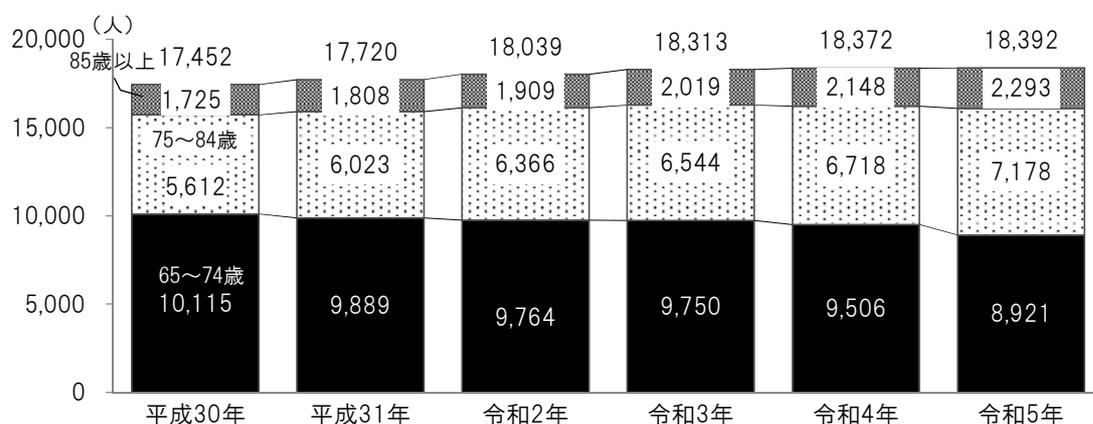
(2) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は微増の傾向にあり、令和2年から令和5年の3年間で353人増加しています。

高齢者人口の内訳を見ると、65～74歳の前期高齢者が48.5%（8,921人）、後期高齢者は、75～84歳が39.0%（7,178人）、85歳以上が12.5%（2,293人）となっており、75歳以上の後期高齢者の割合が51.5%と半数を超えています。

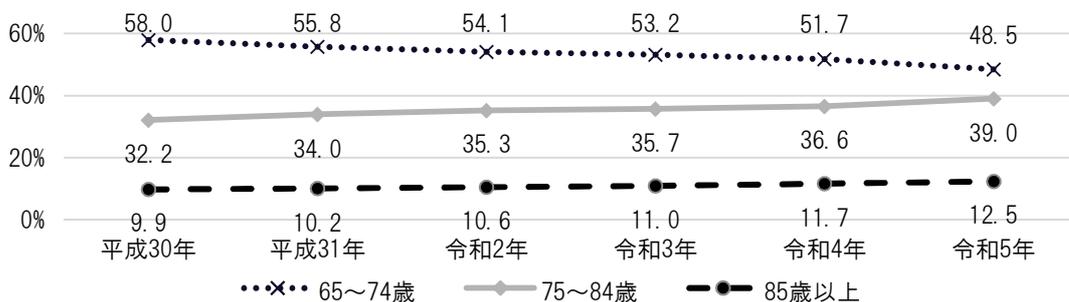
前期高齢者は年々減少していますが、後期高齢者は増加しており、特に75～84歳は令和2年から令和5年の3年間で1.13倍（812人）の増加となっています。

■ 高齢者人口の推移

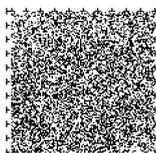


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 高齢者人口の構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



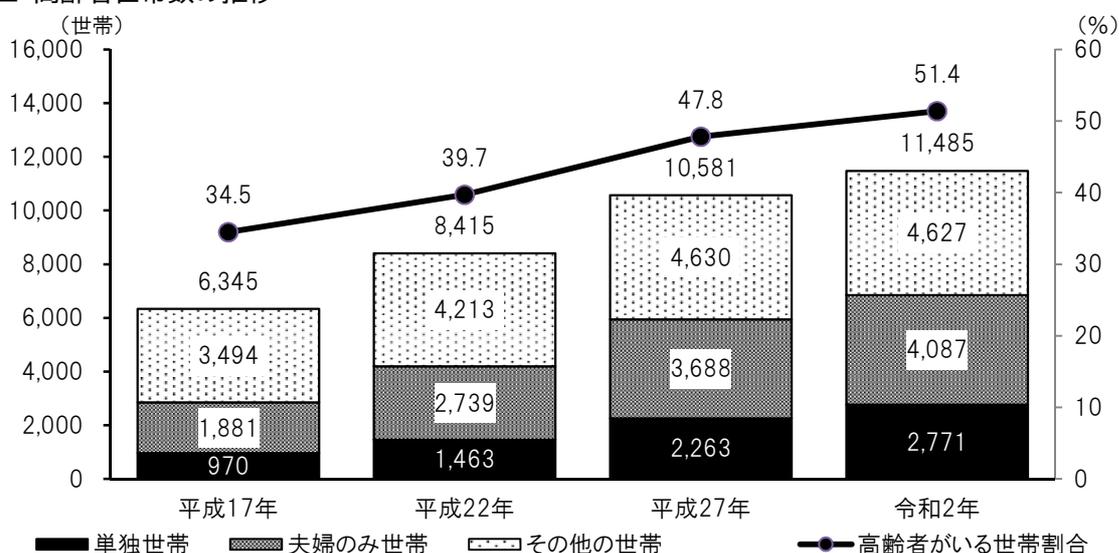
(3) 高齢者世帯数の推移

高齢者世帯（65歳以上の世帯員を含む世帯）数の推移を見ると、高齢者世帯数は年々増加しており、平成17年の6,345世帯から令和2年には11,485世帯と5,140世帯増加しています。

本市の総世帯数に占める高齢者がいる世帯の割合も高くなっており、令和2年には、総世帯数の51.4%を占めています。

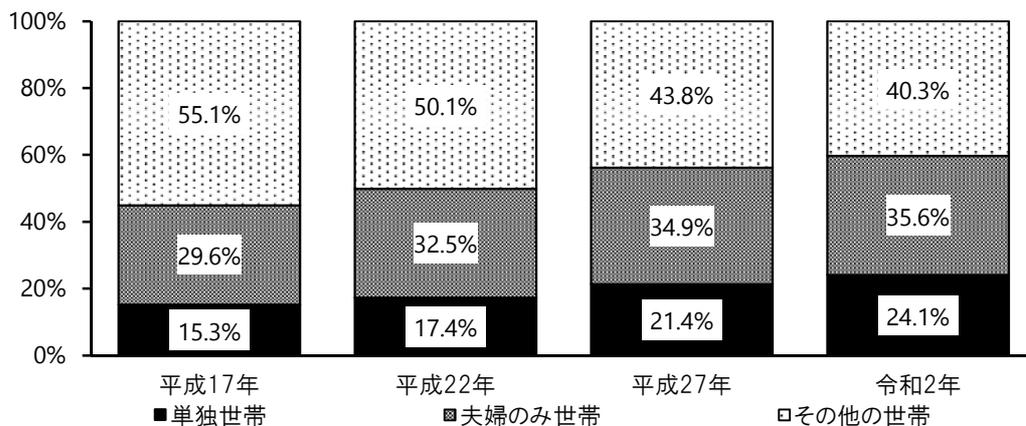
高齢者世帯の内訳を見ると、単独世帯と夫婦のみ世帯が増加しており、令和2年には高齢者世帯の約6割を占めています。

■ 高齢者世帯数の推移

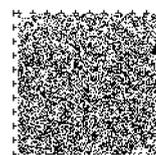


資料：国勢調査

■ 高齢者世帯の構成比の推移



資料：国勢調査

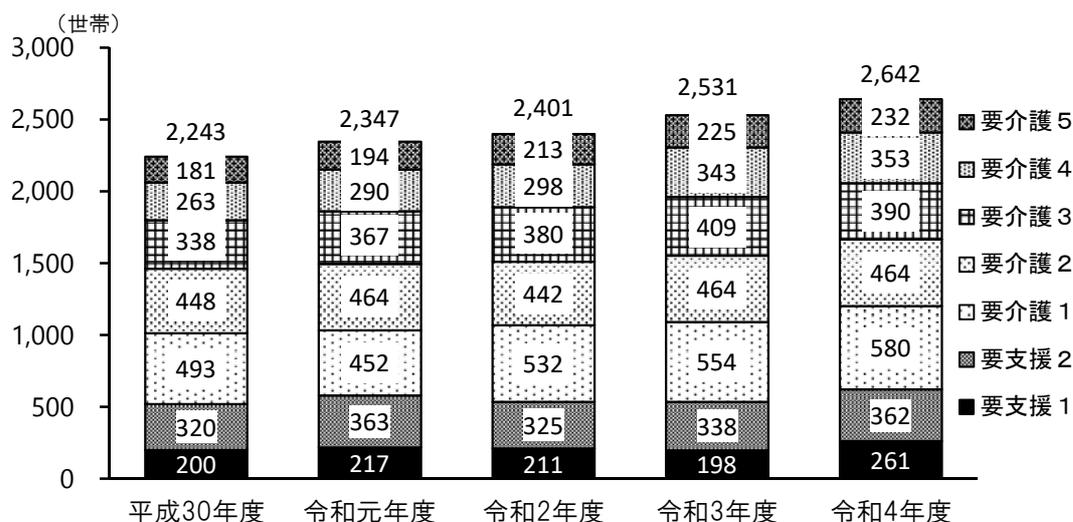


(4) 要介護・要支援認定者数の推移

本市の65歳以上の要介護・要支援認定者数は年々増加しており、令和4年度の認定者数は2,642人となっています。

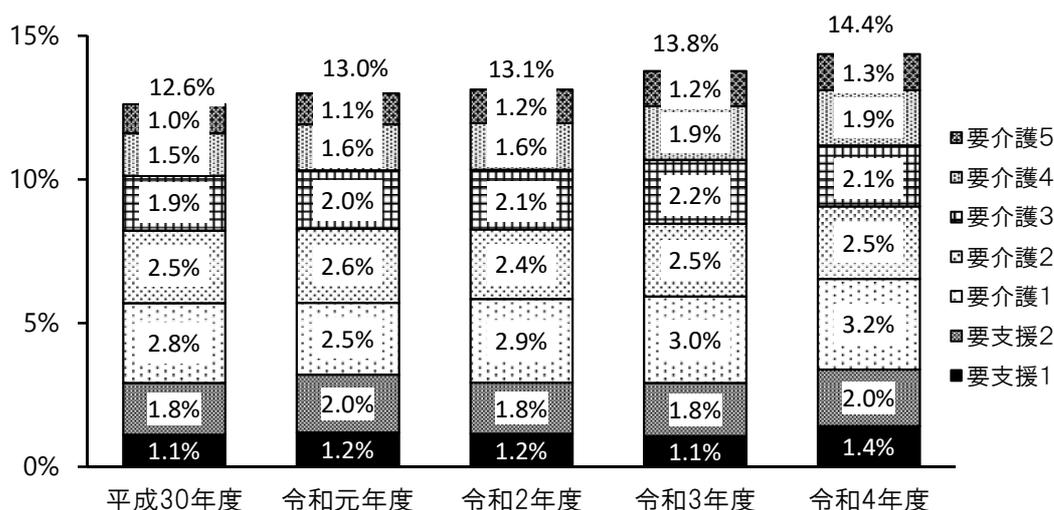
要介護・要支援認定率は、上昇傾向を示しており、令和4年度は14.4%となっており、平成30年度と比べると1.8ポイントの上昇となっています。介護度別に見ると、要介護1・2の占める割合が高く、要介護3以上の割合は増加傾向を示しています。

■ 要介護・要支援認定者数の推移（65歳以上）

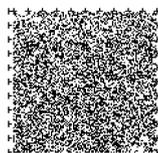


資料：平成30年度から令和3年度：「介護保険事業状況報告（年報）」、令和4年度：「同（3月月報）」

■ 要介護・要支援認定率の推移（65歳以上）



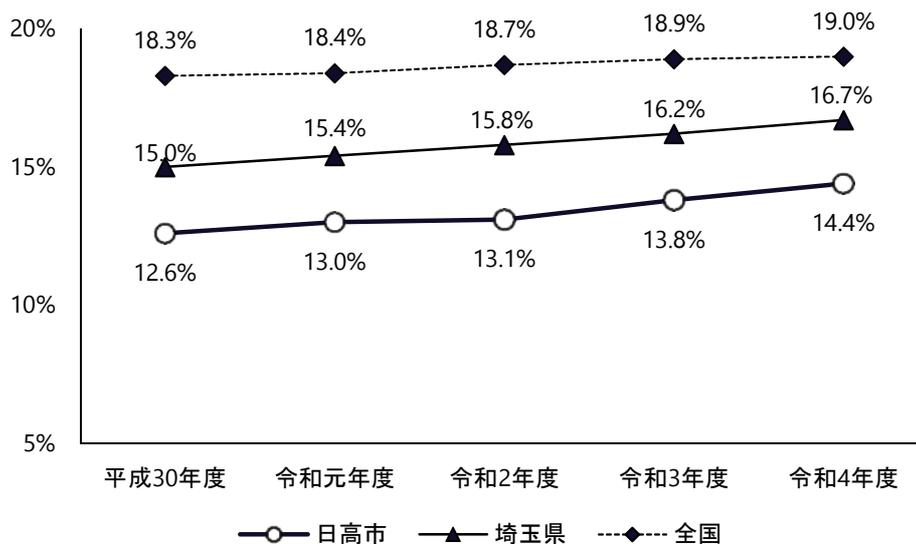
資料：平成30年度から令和3年度：「介護保険事業状況報告（年報）」、令和4年度：「同（3月月報）」



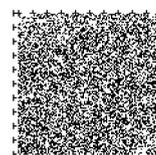
要介護・要支援認定率を国や県と比較すると、本市は国や県の認定率より低い値で推移しています。

国の認定率との差を見ると、平成30年では5.7ポイント日高市が下回っていましたが、令和4年度での差は4.6ポイントで、その差は小さくなっています。

■ 要介護・要支援認定率の国・県との比較



資料：平成30年度から令和3年度：「介護保険事業状況報告（年報）」、令和4年度：「同（3月月報）」



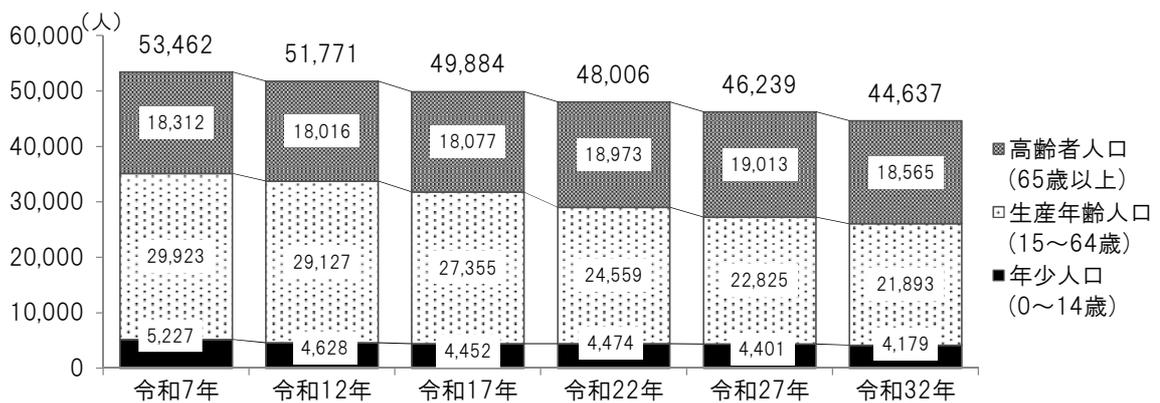
2-2 将来推計

(1) 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、本市の総人口は、令和7年に53,462人、令和32年に44,637人になると推計されます。

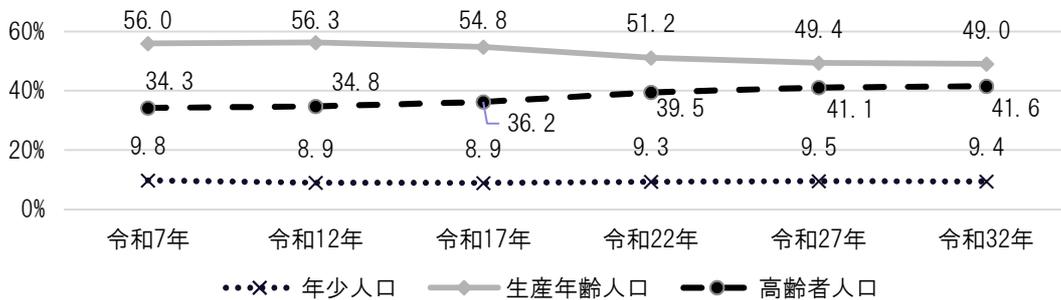
高齢者人口は微増減しながら総人口と同じく減少しますが、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22年に増加に転じると見込まれています。生産年齢人口と年少人口は一貫して減少すると見込まれることから、高齢化率は上昇し、令和27年には40%を超えると推計されます。

■ 人口推計

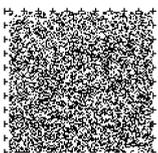


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

■ 人口構成比の推計



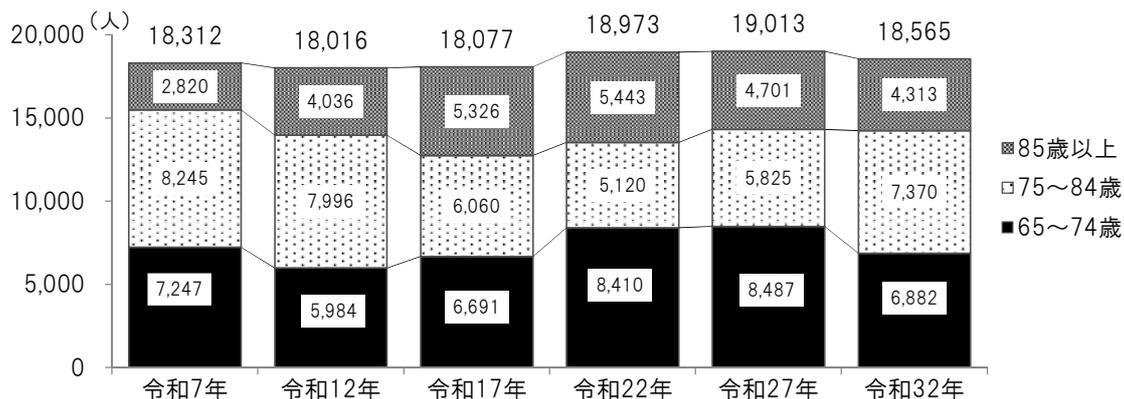
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」



(2) 高齢者人口の推計

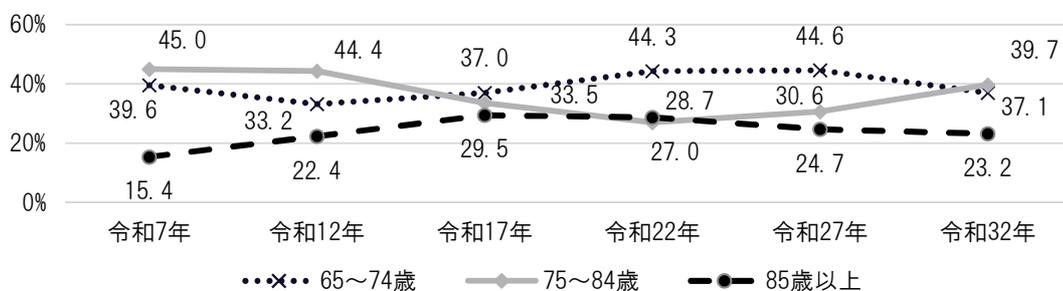
高齢者人口は、「団塊世代」が85歳以上となる令和12年に85歳以上の高齢者が大きく増加し、令和17年には高齢者人口の約3割となる見込みです。また、65～74歳の高齢者は、令和22年から27年にかけて増加すると推計されています。

■ 高齢者人口の推計

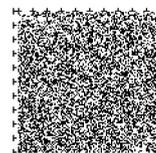


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

■ 高齢者人口構成比の推計



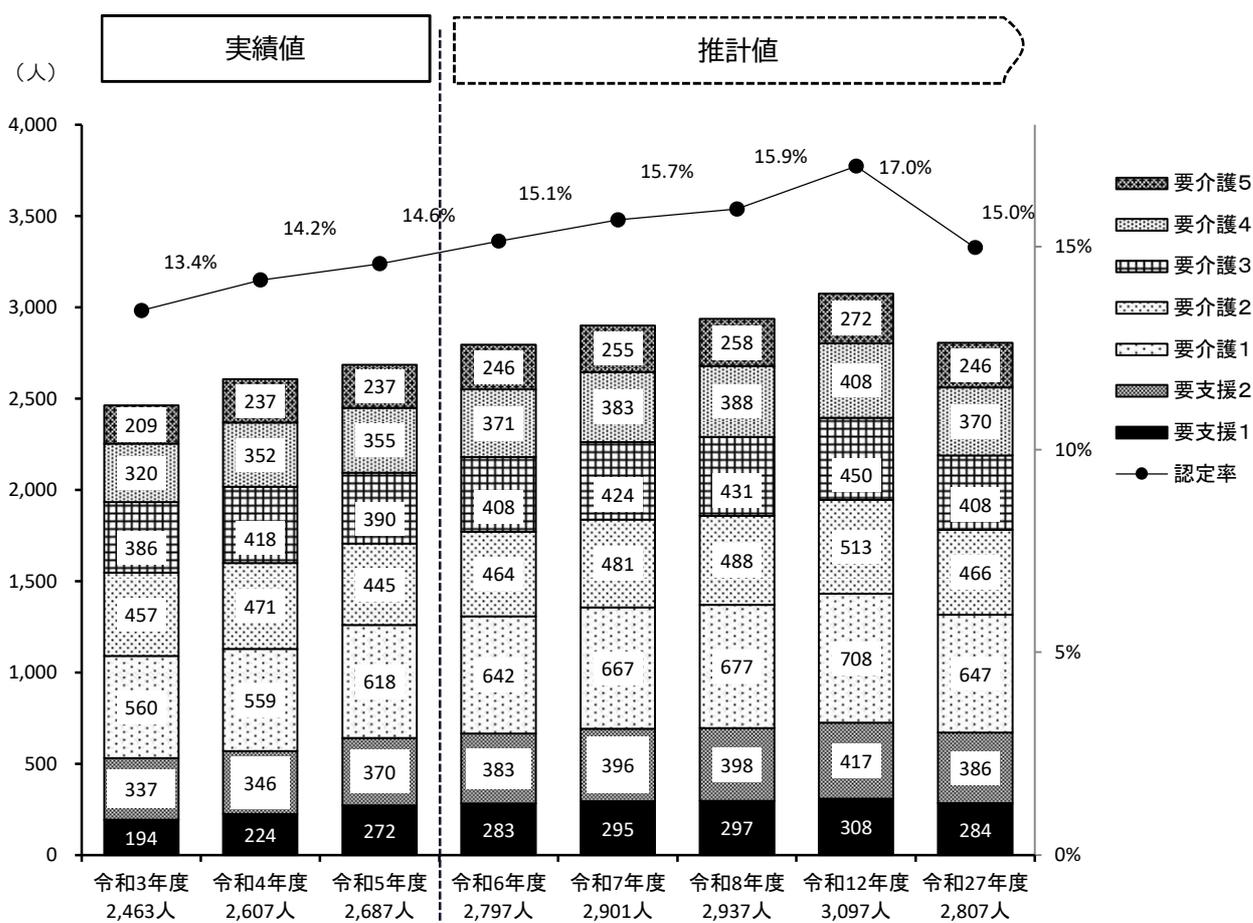
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」



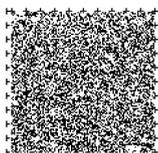
(3) 要介護・要支援認定者数の推計

第1号被保険者の要介護・要支援認定者数は、高齢化の進行、後期高齢者の増加により、令和12年度まで年々増加し、その後、減少するものと見込まれます。

要介護・要支援認定率は、本計画の最終年度である令和8年度には、15.9%になるものと見込まれます。令和12年度には17.0%まで上昇しますが、その後は減少し、令和27年度に15.0%となることが見込まれます。



資料：「見える化」システムによる推計値（実績値は、介護保険事業状況報告9月月報による）



2-3 アンケート調査結果の要点

(1) 調査の概要

本計画の策定に当たって、高齢者の生活実態や意向、在宅介護の実態等を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業者調査の3つのアンケート調査を実施しました。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

■調査目的

「第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定に当たり、その基礎資料を得るため、高齢者の生活実態、地域活動への参加意向、介護保険事業の利用意向等を把握することを目的とする。

■対象者

市内在住の65歳以上市民3,000名（無作為抽出）

■調査方法

郵送による配布、回収

■調査期間

令和4年12月1日～12月16日

■回収状況

対象者数 3,000人 有効回収数 1,986票 有効回収率 66.2%

② 在宅介護実態調査

■調査目的

「要介護者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方等を検討することを目的とする。

■対象者

市内在住の要介護認定を受けている市民791名（無作為抽出）

■調査方法

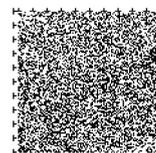
郵送による配布、回収

■調査期間

令和4年12月1日～12月16日

■回収状況

対象者数 791人 有効回収数 414票 有効回収率 52.3%



③ 事業者調査

■調査目的

在宅介護の継続の困難者の把握（在宅生活改善調査）、施設・居住系サービス等利用者の移動の状況把握（居所変更実態調査）及び介護保険サービス事業所の職員の状況把握（介護人材実態調査）を目的とする。

[在宅生活改善調査]

■対象

市内の居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の全数（11 事業所）

■調査方法

郵送による配布、回収

■調査期間

令和4年12月19日～令和5年1月13日

■回収状況

事業所票 10 票 利用者票 55 票

[居所変更実態調査]

■対象

市内の施設・居住系サービス事業所の全数（18 事業所）

■調査方法

郵送による配布、回収

■調査期間

令和4年12月19日～令和5年1月13日

■回収状況

事業所票 17 票

[介護人材実態調査]

■対象

市内の訪問系サービス事業所、施設・居住系及び通所系サービス事業所の全数（50 事業所）

■調査方法

郵送による配布、回収

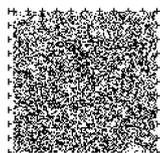
■調査期間

令和4年12月19日～令和5年1月13日

■回収状況

施設系・通所系 事業所票 10 票

訪問系 事業所票 38 票 職員票 44 票



(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

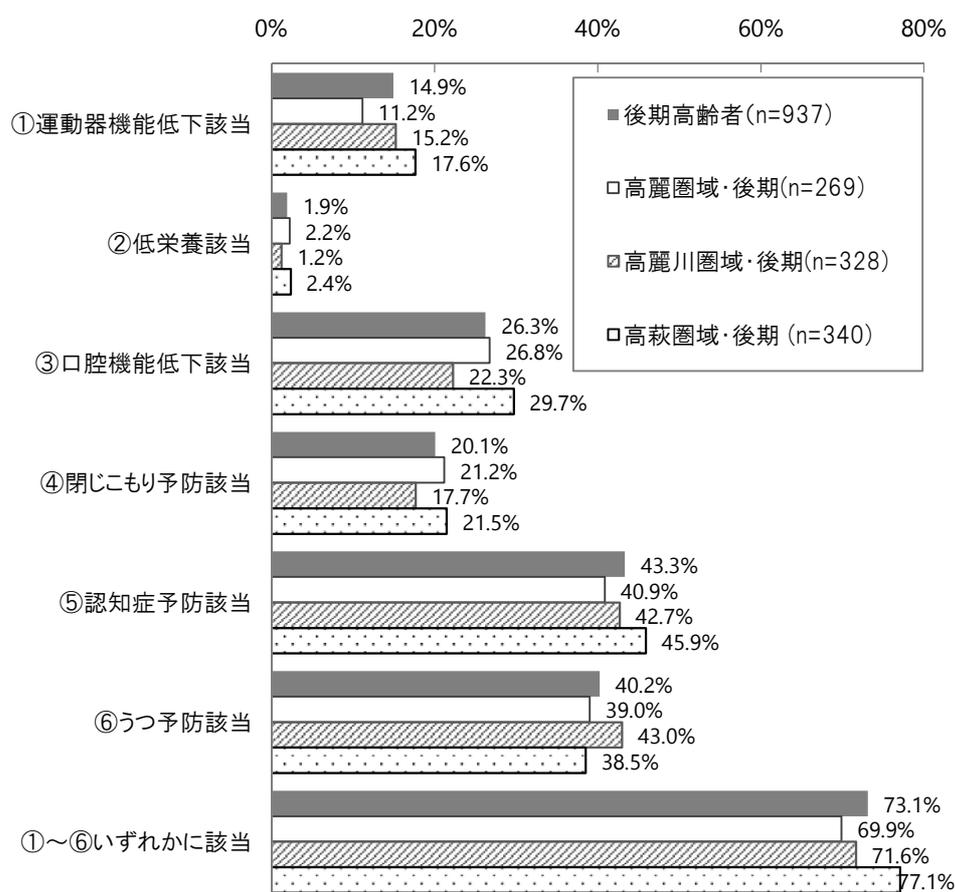
① 介護予防等について

ア. 介護予防事業の該当状況

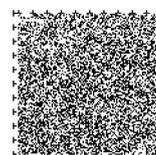
運動機能低下、低栄養、^{こうくう}口腔機能低下、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防といった6つの介護予防事業の項目について、アンケートで「からだを動かすこと」、「食べること」、「毎日の生活」、「健康」への回答状況より該当割合を算出しました。

75歳以上（後期高齢者）では、運動機能低下・^{こうくう}口腔機能低下該当は、圏域によって差が生じています。また、閉じこもり予防の該当は約20%、認知症予防とうつ予防は約40%が該当しています。

■ 後期高齢者の介護予防事業の該当状況（日常生活圏域*別）



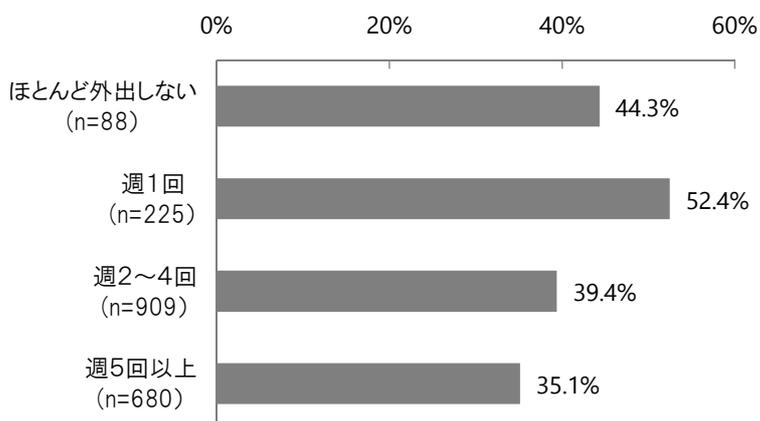
*日常生活圏域は、P.34 参照



イ. 認知症予防の該当割合と外出の頻度

認知症予防の該当割合は、外出の頻度が少ない場合に高くなる傾向にあり、週5回以上外出している場合の3割台に対し、週1回の場合は5割台となっています。

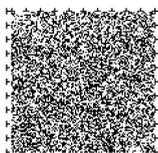
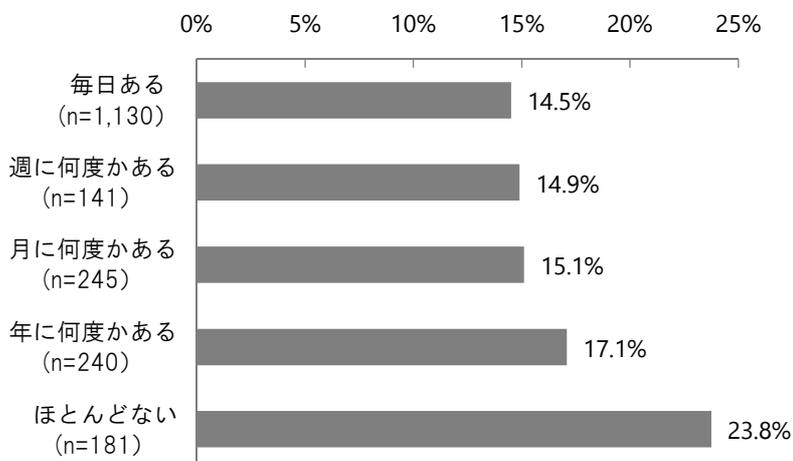
■ 認知症予防該当状況 [外出頻度別]



ウ. 閉じこもり予防の該当割合と誰かと食事を共にする共食の頻度

閉じこもり予防の該当割合は、共食の機会がほとんどない場合は2割台となっています。共食の頻度が高くなると、閉じこもり予防の該当割合が低くなる傾向がみられます。

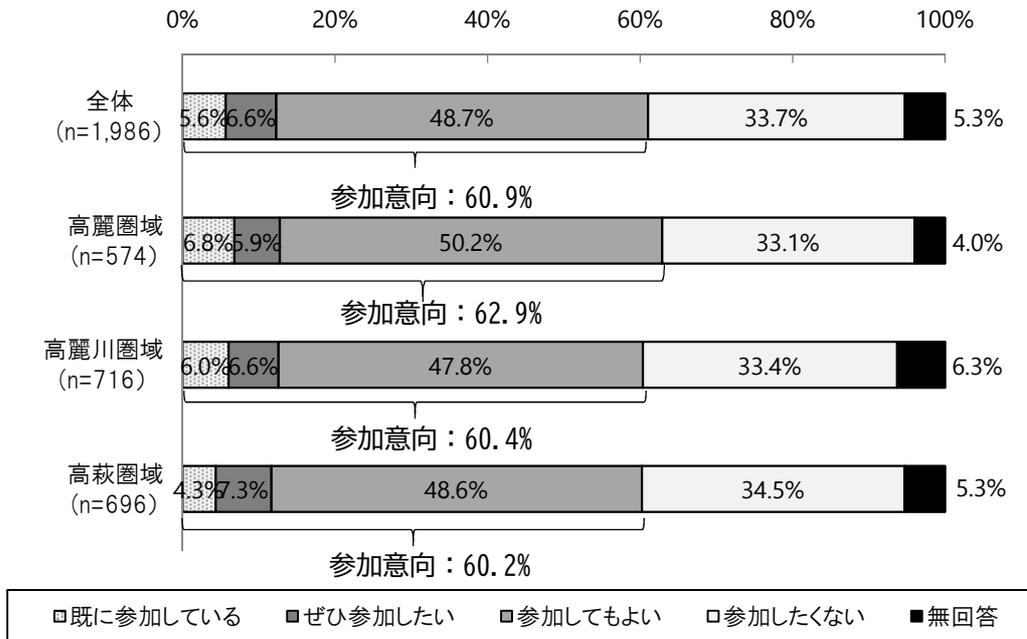
■ 閉じこもり予防の該当状況 [共食の頻度別]



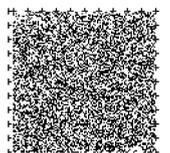
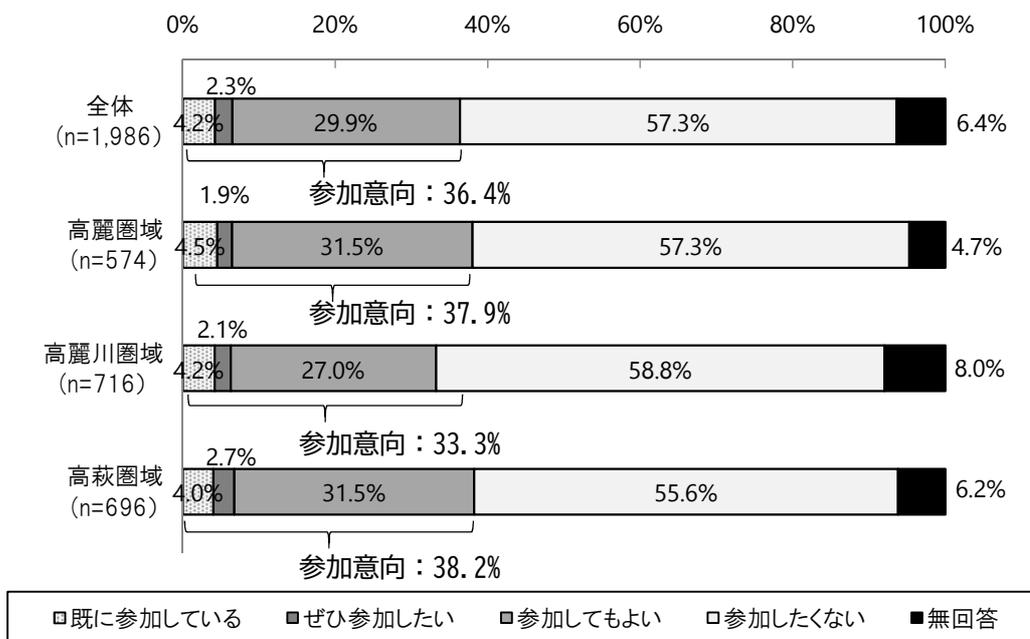
エ. 地域グループ活動への企画・運営への参加意向

各圏域とも地域グループ活動への参加意向は6割前後あり、活動の企画・運営への参加意向も3割台となっています。

■ 地域グループ活動への参加意向 [日常生活圏域別]



■ 地域グループ活動の企画・運営への参加意向 [日常生活圏域別]

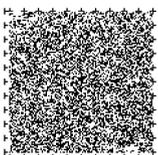
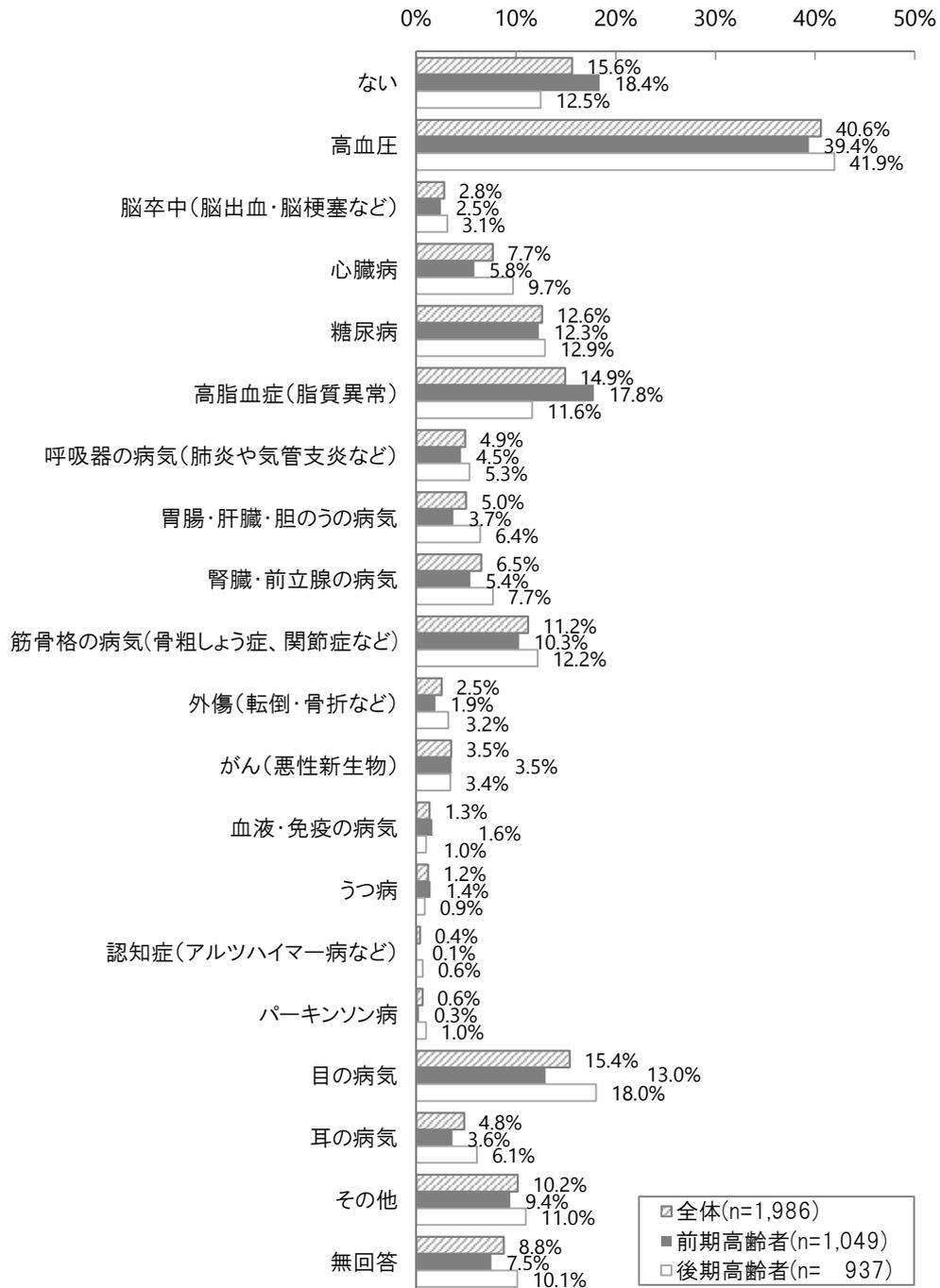


② 保健・医療について

ア. 現在治療中、後遺症のある疾病

現在治療中の疾病は高血圧が比較的高く、後期高齢者では41.9%となっています。
高脂血症、目の病気、糖尿病が続きます。

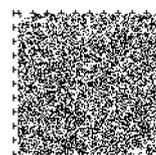
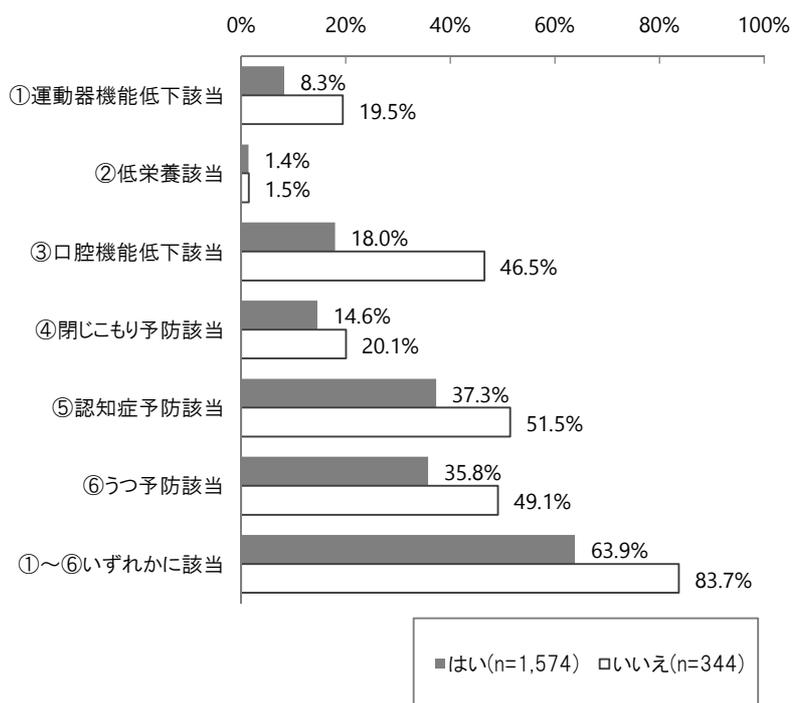
■ 現在治療中、後遺症のある疾病 [前期後期別]



イ. 介護予防事業の該当割合と歯のかみ合わせ

歯のかみ合わせ別の介護予防事業の該当割合は、いずれの項目も歯のかみ合わせが良くない場合（「いいえ」）が、良い場合（「はい」）を上回っており、歯のかみ合わせの状態が低下することにより、介護予防事業の該当割合が上昇する傾向がみられます。特に、運動機能低下、^{こうくう}口腔機能低下の該当割合は2倍以上になっています。

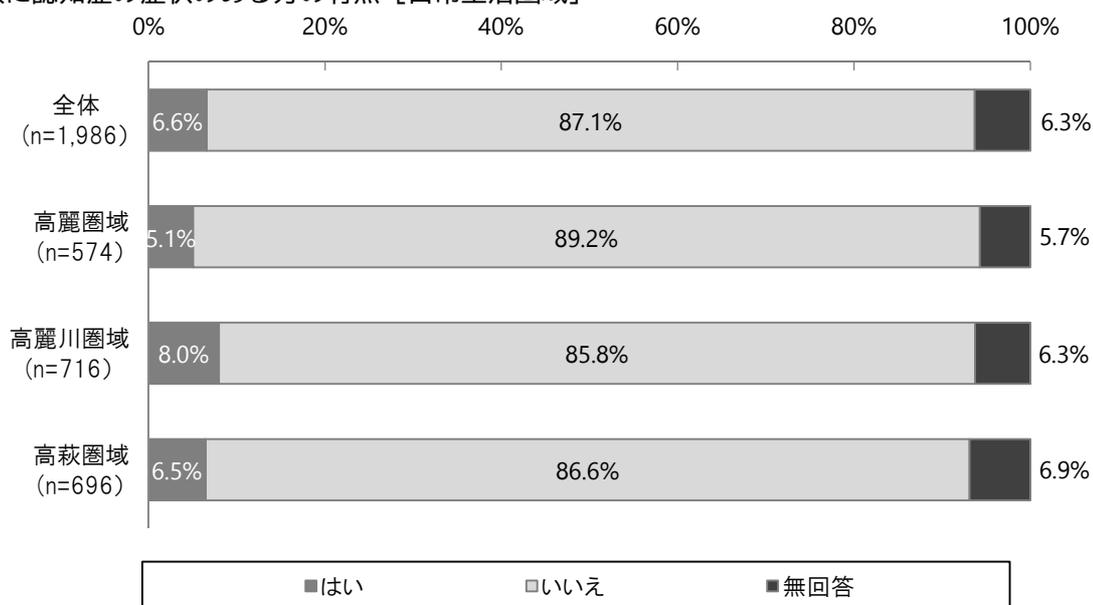
■ 介護予防事業該当状況 [歯のかみ合わせ別]



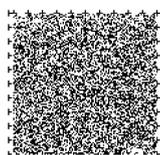
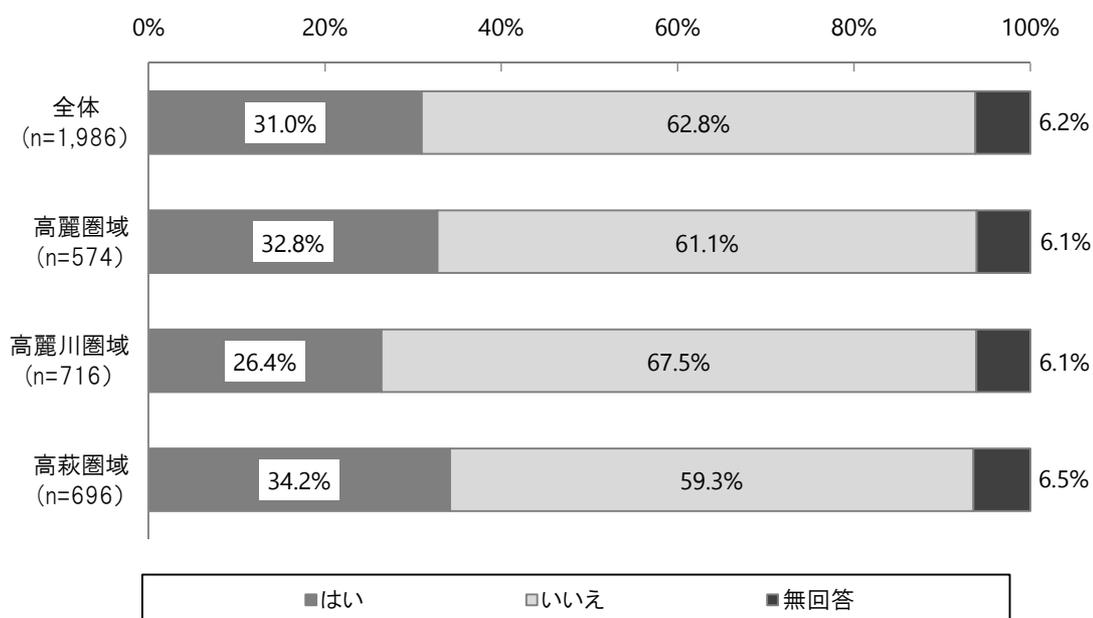
③ 認知症について

家族等に認知症の症状がある方がいる（「はい」）は 1 割未満です。また、認知症についての相談窓口を知っている割合は約 3 割です。

■ 家族に認知症の症状のある方の有無 [日常生活圏域]



■ 認知症の相談窓口の認知状況 [日常生活圏域]

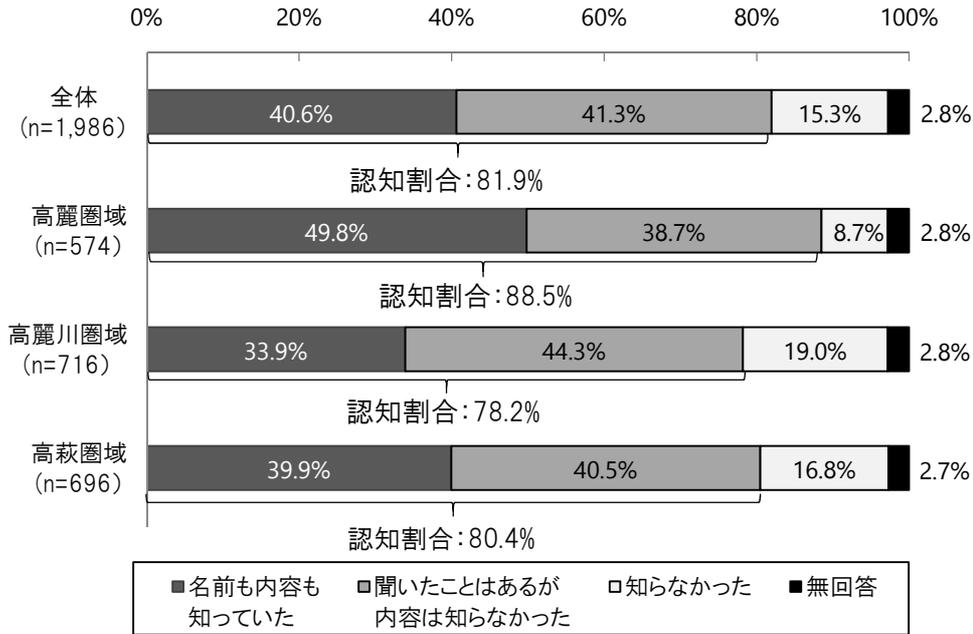


④ 成年後見制度について

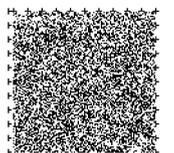
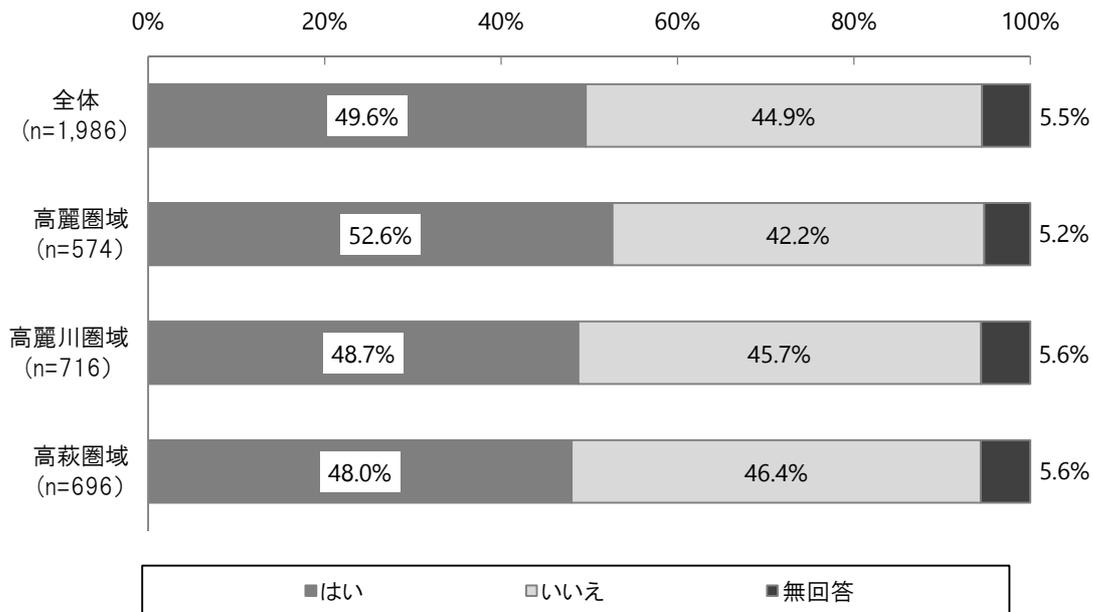
ア. 成年後見制度の認知

成年後見制度の言葉についての認知度は約8割ですが、内容までの認知は約4割です。利用意向は約5割が利用を希望しています。

■ 成年後見制度の認知状況 [日常生活圏域]



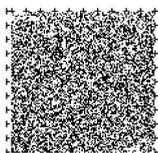
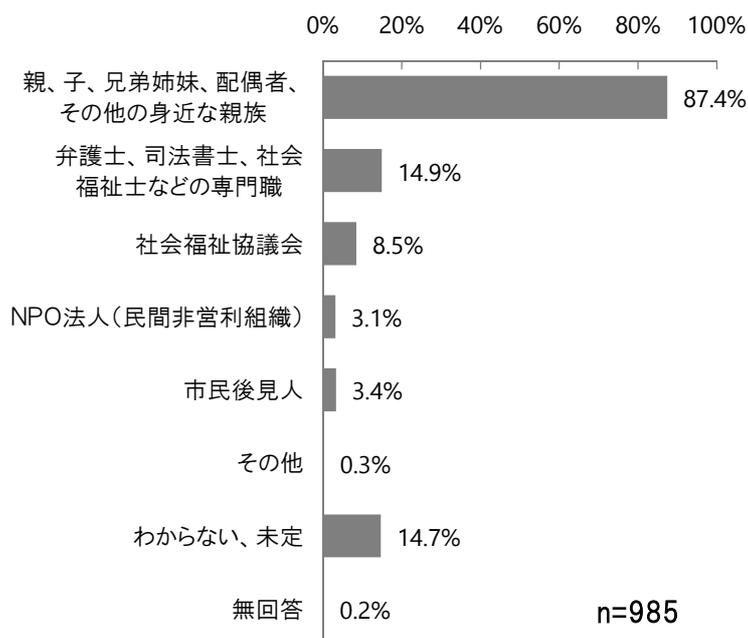
■ 成年後見制度の利用希望 [日常生活圏域]



イ. 後見人の依頼先

成年後見制度を利用したい方に対して、どなたに依頼したいかを尋ねたところ、家族等身近な親族に依頼したい回答の割合が高いですが、「弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職」への回答もあります。

■ 成年後見制度の依頼希望

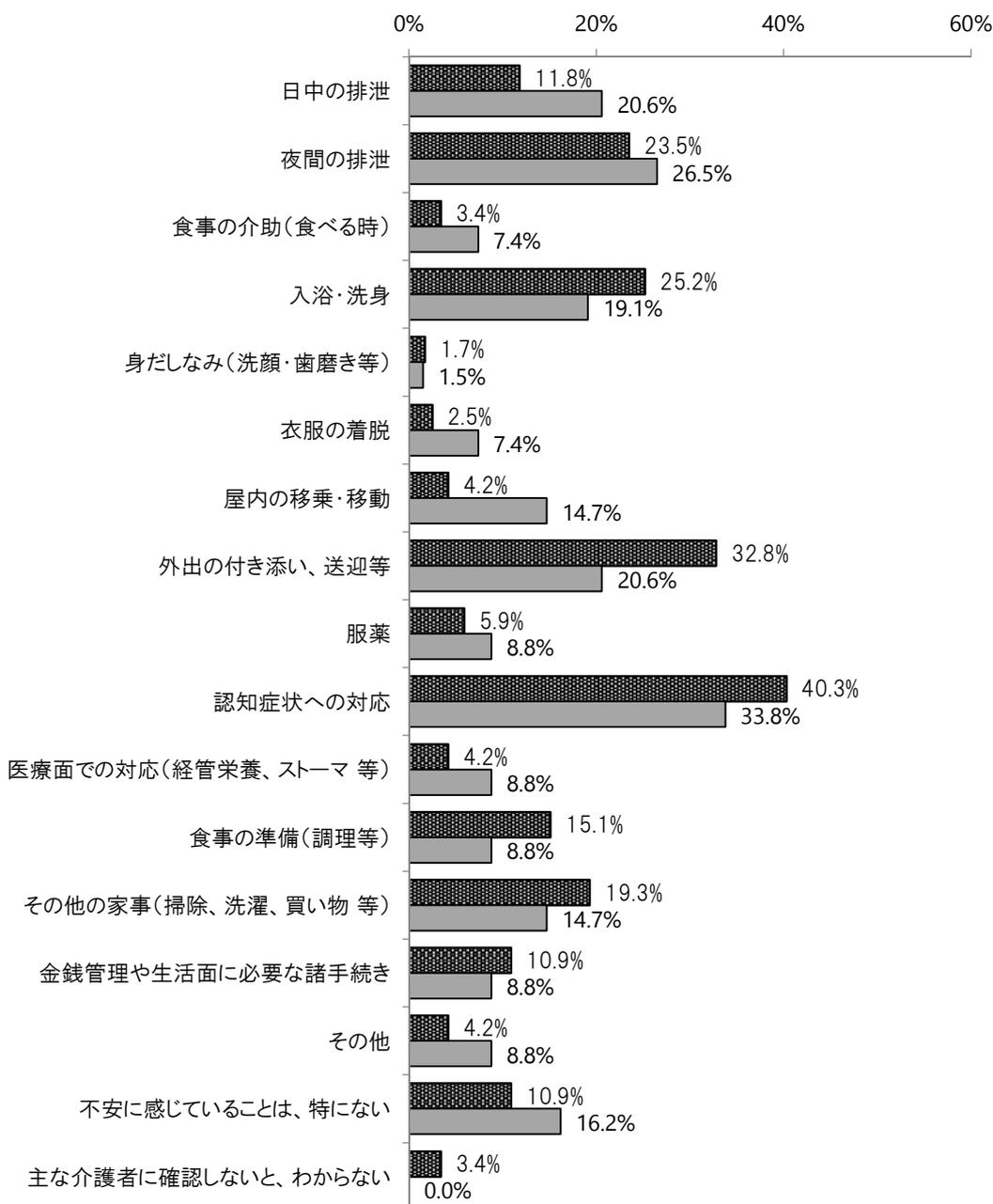


(3) 在宅介護実態調査

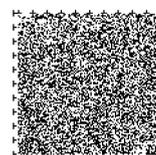
① 重度化による主な介護者が不安に感じる介護の変化

在宅介護において、主な介護者が不安に感じる介護等は認知症への対応、外出の付き添い、送迎となっています。また、介護度の重度化に伴い、日中・夜間の排せつへの不安が高まっています。

■ 介護者が不安に感じる介護 [要介護度別]



■ 要介護1・2 (n=119) ■ 要介護3以上 (n=68)

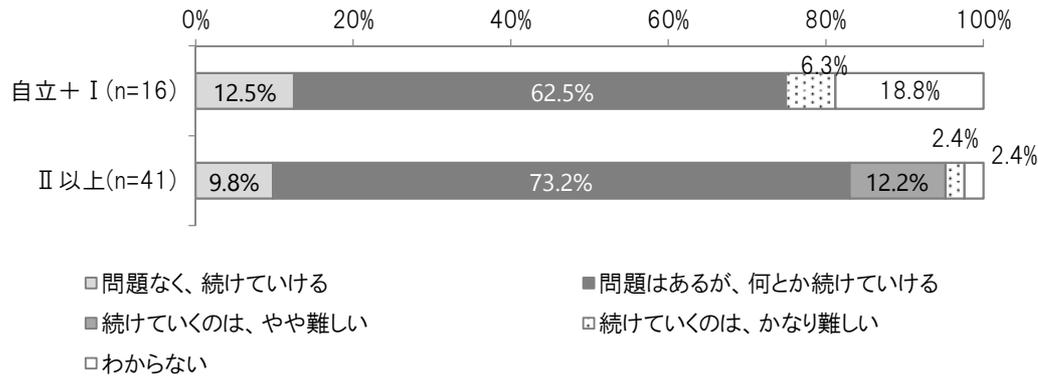


② 在宅介護者の就労継続への支援

ア. 認知症への理解・介護不安の軽減

認知症自立度の低下により、就労している介護者が就労を継続することを困難に感じる割合が高まります。

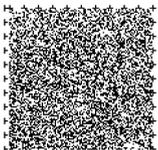
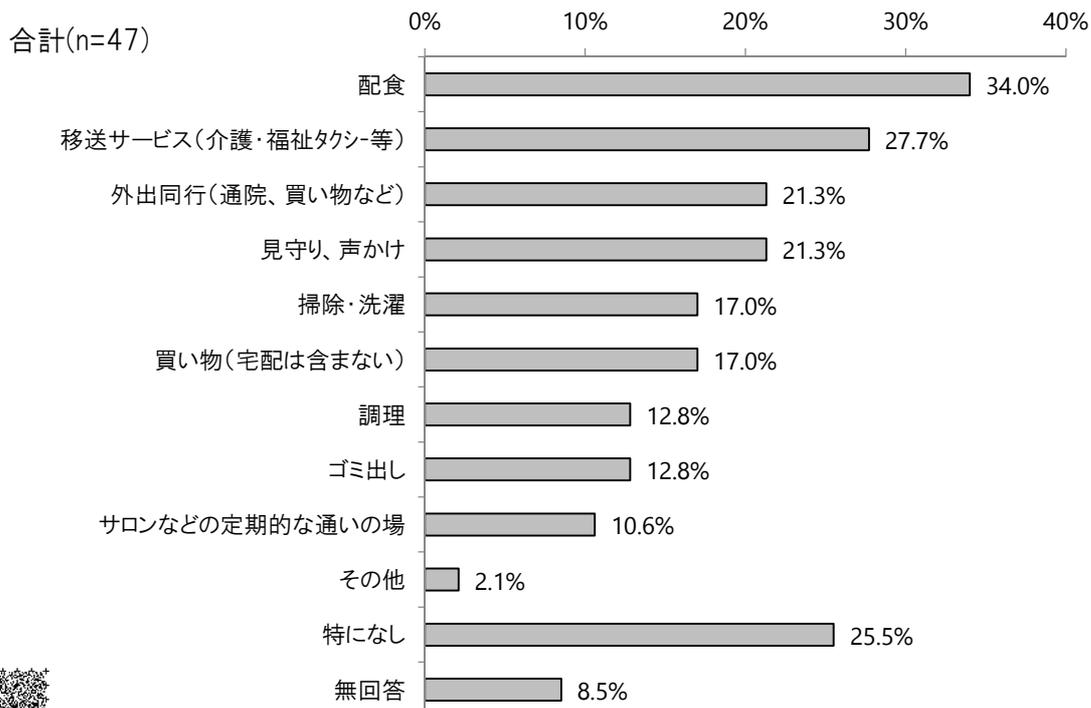
■ 就労継続の見込み（フルタイム勤務+パートタイム勤務）〔認知症自立度別〕



イ. 就労状況別保険外の支援・サービスの利用状況

フルタイム勤務の場合、在宅介護の継続に必要なサービスとして、配食、移送サービス、外出同行、及び見守り・声かけが挙げられます。

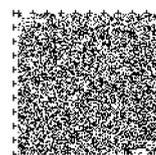
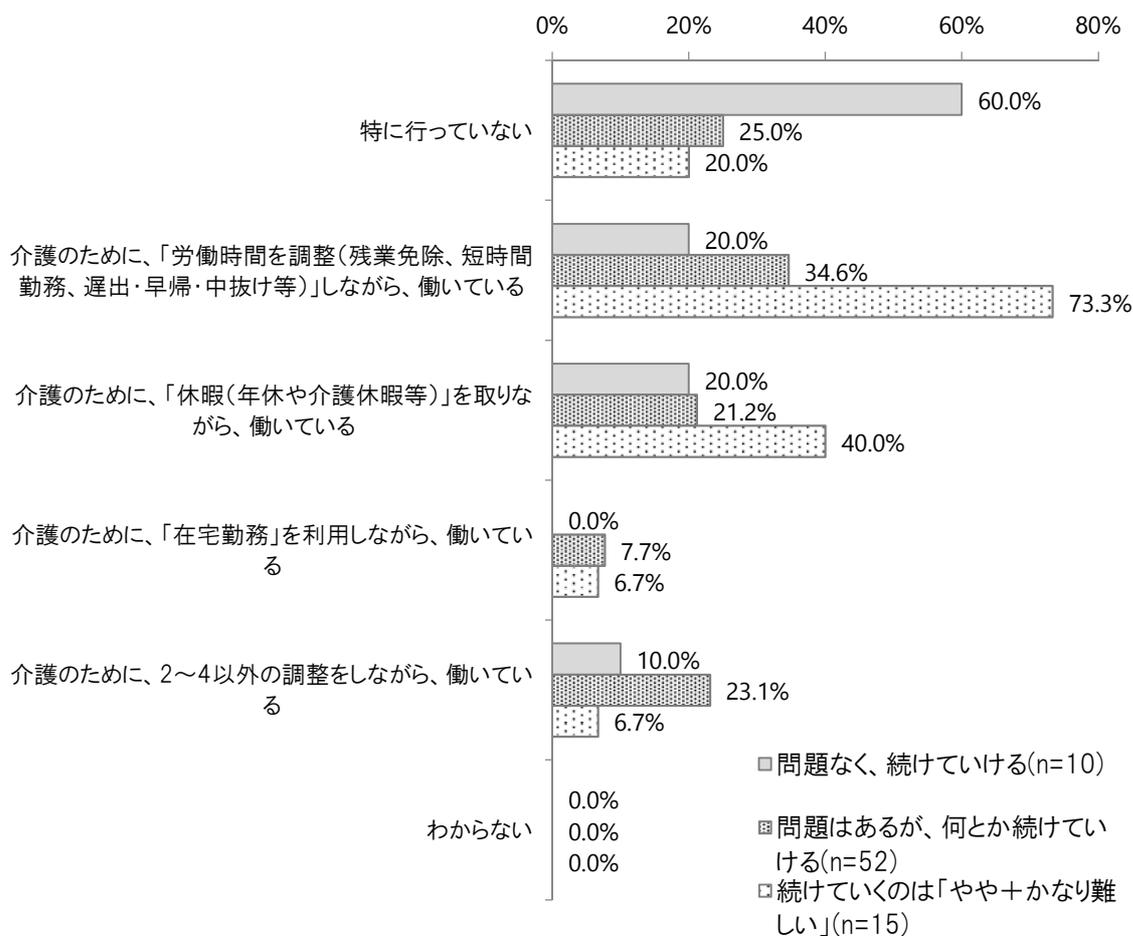
■ 在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービス（フルタイム勤務）



ウ. 介護のための働き方の調整

就労の継続に困難を感じている人では、介護のために労働時間を調整しながら働いている割合や、介護のために休暇等を取りながら働いている割合が高くなっています。

■ 介護のための働き方の調整（フルタイム勤務+パートタイム勤務）【就労継続見込み別】

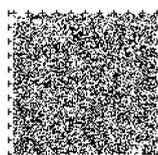
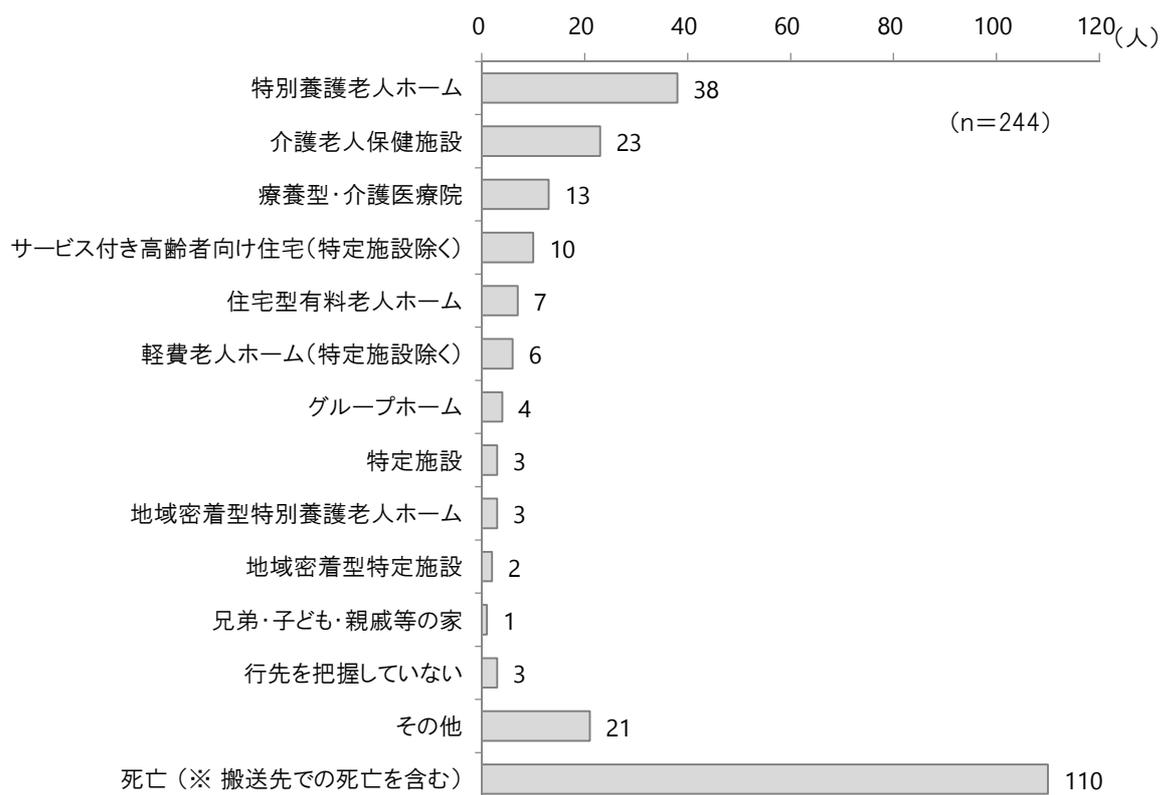


(4) 事業所調査

① 過去1年間の居所変更の状況

過去1年間に居場所を自宅等から変更した244人の行き先は、特別養護老人ホームが38人(15.6%)、介護老人保健施設23人(9.4%)となっています。

■ 自宅等から居場所を変更した利用者の行き先別人数

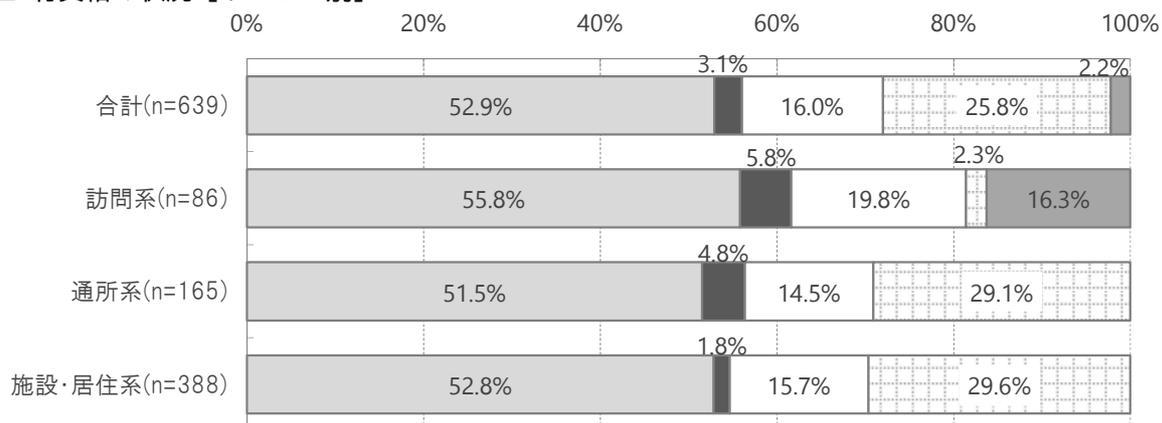


② 介護人材の確保

介護福祉士の資格を有している割合は、訪問系サービスでは 55.8%、通所系サービスでは 51.5%、施設・居住系サービスでは 52.8%となっています。

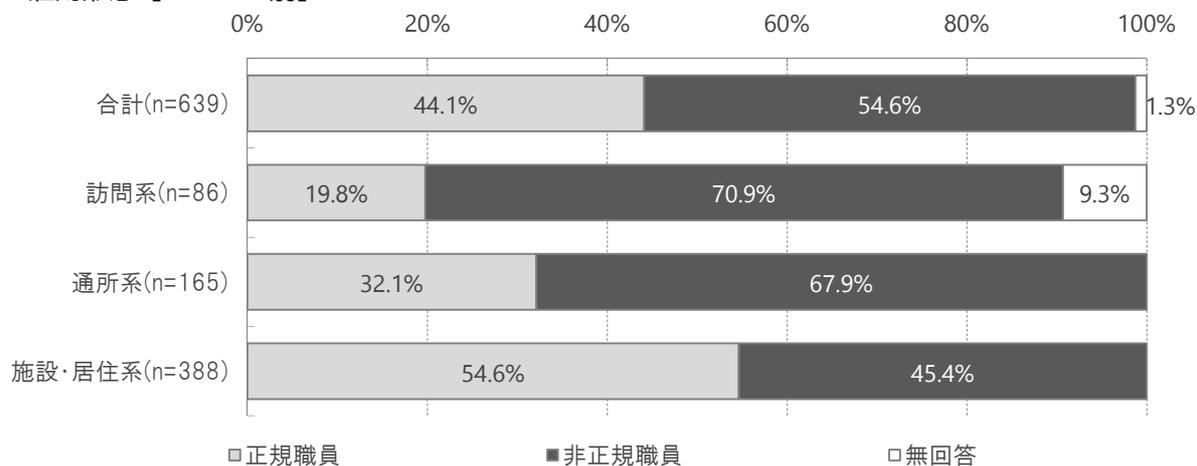
正規職員の割合は、訪問系サービスでは 19.8%、通所系サービスでは 32.1%、施設・居住系サービスでは 54.6%となっています。

■ 有資格の状況 [サービス別]

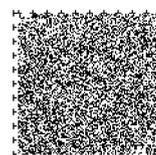


□介護福祉士 ■介護職員実務者研修修了等 □介護職員初任者研修修了等 □いずれも該当しない ■無回答

■ 雇用形態 [サービス別]



□正規職員 ■非正規職員 □無回答



(5) 調査結果のまとめ

① 介護予防と高齢者の生活実態について

ア. 介護予防等への取組体制の強化

後期高齢者の増加に対応して、介護予防の取組を強化するため、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、ボランティア団体、地域住民等と連携し、運動機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ予防、疾病の予防、共食の機会となる地域の身近な「通いの場」の設立及び活動の継続を支援するとともに、支援が必要な方の参加を促進する必要があります。

イ. 保健・医療に関する活動の推進

高血圧の予防や改善、良好な^{こうくう}口腔環境を維持できるよう、保健事業や「通いの場」等において、塩分の低減や運動習慣の保持、^{こうくう}口腔環境の維持などの啓発・実践活動を進めるとともに、地域支援事業等による食の支援体制を検討する必要があります。

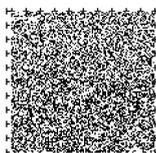
ウ. 認知症についての啓発活動の推進

認知症の人の増加が予想されることから、認知症予防をはじめ、認知症の相談窓口、認知症ケアパス、認知症初期集中支援等について、「広報ひだか」、市ホームページ、各種の介護予防事業、保健事業、各団体の会合、医療機関や介護保険サービス提供事業所等により、情報提供を進める必要があります。

認知症サポーターの養成、チームオレンジの実施体制の検討により、地域ぐるみでの見守り体制づくりを進めるとともに、介護者の認知症状への対応への不安を軽減できるよう、認知症カフェ、家族介護教室の活用を促進する必要があります。

エ. 成年後見制度についての啓発活動の推進

成年後見制度の言葉の認知は約8割ですが、内容の理解については、約4割にとどまっていることから、「広報ひだか」、市ホームページ、各種の介護予防事業、各団体の会合、介護保険サービス提供事業所等により、成年後見制度に関する情報提供を進める必要があります。



地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員等と連携し、成年後見制度の利用が望ましい方を把握するとともに、後見人を親族等に依頼できない場合に対応するため、社会福祉協議会、市民後見人、NPO法人等による実施体制の確保が必要です。

② 介護サービスの充実について

ア. 介護保険サービスの提供体制の強化

在宅での介護を継続できるよう、通所系や短期系のサービスを組み合わせた利用を促進する必要があります。

ケアマネジャー等との連携により、24 時間体制による支援及び医療のニーズがある方を把握し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの提供体制を確保するとともに、利用を促進する必要があります。

イ. 在宅介護者の就労継続支援

本人や家族等の意向も踏まえ、介護者が就労を継続できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスや小規模多機能型居宅介護等の提供体制を確保し、適切な利用を促進する必要があります。

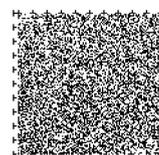
移送サービス、外出同行、配食などの利用希望が多いことから、民間団体によるサービス提供を促進する必要があります。また、ボランティアを確保するため、社会福祉協議会等と連携してボランティア養成講座等を開催し、人材を育成する必要があります。

生活支援コーディネーターと連携し、住民団体、民間団体等による支援活動の効果的な活用を図る必要があります。

介護者への経済的支援や休暇制度等について、事業所への普及・啓発を進める必要があります。

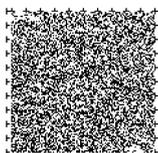
ウ. 介護保険サービス未利用世帯の把握による適切なサービス利用の支援

地域包括支援センター、ケアマネジャー、生活支援コーディネーター等と連携し、サービス未利用世帯の状況把握を進め、適切なサービスの利用を支援する必要があります。



工. 介護人材の確保

一層深刻になる介護人材不足に対応できるよう、介護保険サービス提供事業所と連携し、資格取得等についての情報提供を進め、介護人材の確保に努める必要があります。また、地域住民が、介護分野の研修への参加を促進しやすい環境づくりを進める必要があります。



3-1 基本理念

認め合い、支え合いつくる健幸のまち

今後高齢化が一層進展する中、高齢者をはじめ、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が求められています。そのためには、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥るのではなく、高齢者の社会参加や生きがいづくり等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要です。

本市では、高齢者が活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできるよう、介護予防等に取り組むとともに、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指し、地域包括ケアシステムの一層の推進に取り組んでまいります。

また、令和3年11月には市民一人一人が健康づくりに取り組み、地域の人と人とのふれあいの中で「健幸（健康で、生き生きと、幸せに暮らすこと）」を実感できるまちを目指して、「健幸のまち」を宣言しました。

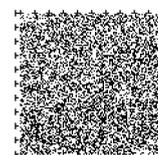
このような観点を踏まえ、地域共生社会の実現を目指し、「認め合い、支え合いつくる健幸のまち」を基本理念と定め、計画を推進します。

3-2 基本目標

本計画の基本目標として、以下の3つを設定します。

- 目標1 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり
- 目標2 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進
- 目標3 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保

指標名	単位	現状値	目標値	
		令和4	令和7 (総合計画)	令和8
【指標1】 老後に不安を感じている人の割合	%	66.3	65.0	64.0
【指標2】 健康シニア褒賞の受賞者数	人	56	46	60
【指標3】 高齢者に関する相談件数	件	4,873	6,800	6,800
【指標4】 介護サービス利用率	%	78.7	84.2	85.0

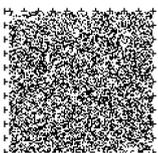
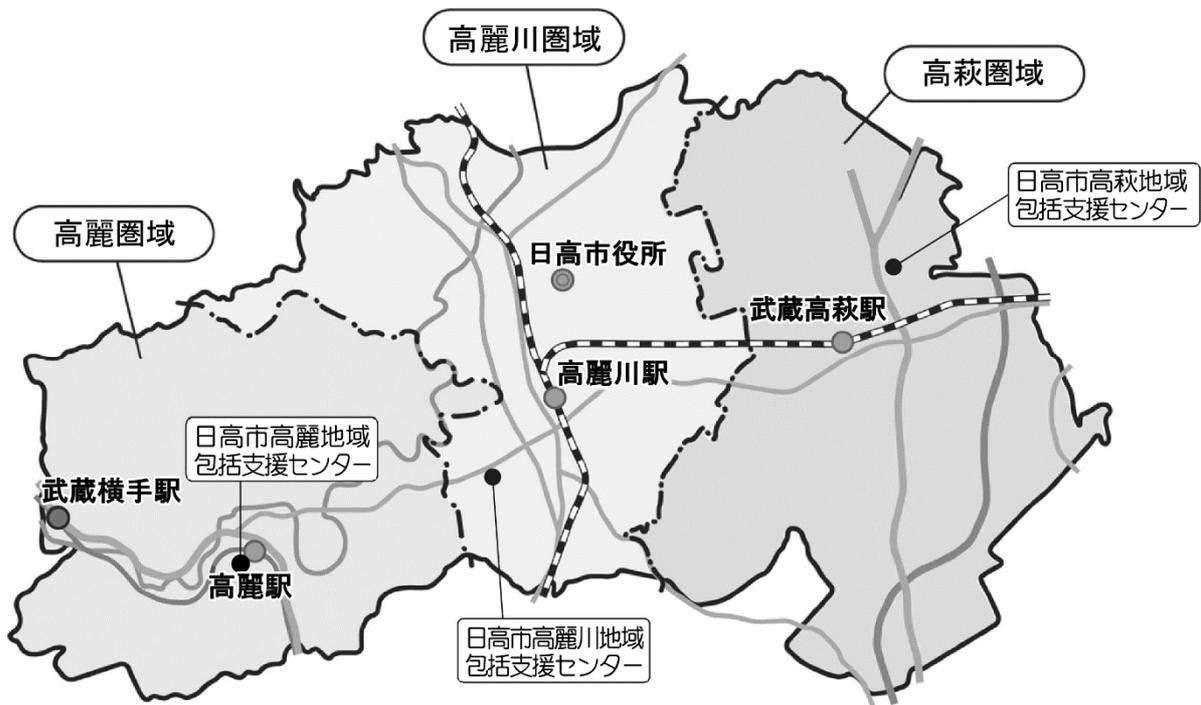


3-3 日常生活圏域の設定

全ての高齢者が住み慣れた地域（日常生活圏域）で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを勘案し、地域の特性に応じた日常生活圏域を設定しています。

日常生活圏域は第8期計画に引き続き3圏域とし、圏域ごとに地域包括支援センターを設置します。

■ 日常生活圏域



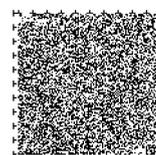
■ 日常生活圏域別行政区と地域包括支援センター

圏域	地域包括支援センター	行政区
高麗圏域	日高市高麗地域包括支援センター (高齢者サポートセンター武蔵台内)	横手、久保(高麗)、台、こま武蔵台、横手台、高麗本郷、日向、元宿、清流、上高岡、下高岡、新堀(高麗)、栗坪、梅原、栗原
高麗川圏域	日高市高麗川地域包括支援センター (日高市総合福祉センター「高麗の郷」内)	楡木、新堀(高麗川)、四本木、野々宮、猿田、上鹿山、高麗川、宮ヶ谷戸、平沢上組、馬金、平沢中組、山根、川端、芝ヶ谷戸、久保(高麗川)、田波目、新宿(高麗川)、旭ヶ丘、原宿、鹿山上、鹿山下、中鹿山、下鹿山、太平洋セメント社宅、市営住宅、東急こまがわ1、東急こまがわ2、東急こまがわ3、東急こまがわ4、こま川団地1、こま川団地2、こま川団地3、県営鹿山団地、鹿山ハイツ、ガーデンパーク
高萩圏域	日高市高萩地域包括支援センター	高萩1、高萩2、高萩3、別所、谷津、宮前、下高萩、下大谷沢、高富、田木、馬引沢、大谷沢、中沢、向郷、女影上組、女影本村、高萩団地、天神、女影北口、高萩北、旭ヶ丘1、旭ヶ丘2、駒寺、栄新田、森高、高萩新宿、日高団地、日高台、むさし野団地、相原

■ 各日常生活圏域の高齢化の状況

区分	人口	高齢者人口	高齢化率
全市	54,557	18,403	33.7%
高麗圏域	11,539	5,238	45.4%
高麗川圏域	22,156	6,789	30.6%
高萩圏域	20,862	6,376	30.6%

資料：住民基本台帳（令和5年4月1日）



4-1 施策の体系

本計画の基本理念である「認め合い、支え合いつくる健幸のまち」を実現するため、3つの基本方針を設定し、基本目標の達成を目指します。

基本方針1 福祉事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、一人一人に合ったきめ細かな在宅福祉サービスを提供します。また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

基本方針2 介護保険事業の推進

介護が必要となった人が介護保険サービスを利用し、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービス等の充実と安定的な提供体制を推進します。また、介護が必要な状態になる前からの介護予防事業を実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症施策や在宅医療・介護連携を推進します。

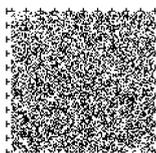
基本方針3 長寿の暮らしの実現

高齢者が心身共に健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、アクティブシニアをはじめとして全ての高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を促進します。

高齢者の移動手段の確保や防犯、防災対策を含め、安心・安全で快適な生活環境づくりに努めます。さらに、高齢者への虐待防止、権利擁護の推進に努め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

■ 施策の体系

目 標	高齢者の活躍支援と安心して暮らせる 地域社会づくり	(1) 生きがいづくり活動の推進 (2) 健康づくりの推進 (3) 生活支援サービスの充実 (4) 生活環境の充実 (5) 虐待防止と権利擁護の推進 (6) 権利擁護事業の活用促進 (7) 認知症施策「共生と予防」の推進
	地域共生社会の実現に向けた 地域包括ケアシステムの推進	(1) 地域包括ケアシステムの推進 (2) 地域ネットワークづくりの強化 (3) 医療と介護の連携
	地域包括ケアシステムを支える 介護人材の確保	(1) 介護人材の確保 (2) 職場環境の改善等
介護保険事業計画		(1) 介護給付 (2) 予防給付 (3) 地域支援事業



4-2 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり

地域社会の中で多様な居場所と出番があり、高齢者が生きがいを持って生き生きと活躍できるよう、学習機会を提供するとともに、地域活動やスポーツ・文化活動などへの参加を支援します。

意欲ある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けられるよう就業相談や職業訓練の実施など、高齢者に対するきめ細かな就業支援を行います。

あわせて市民一人一人が生涯にわたって心身の健康を維持していけるよう、健康長寿社会づくりや生活習慣病の予防などの取組を推進します。

高齢者の交通事故や高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止、災害時の避難支援体制の確立など、暮らしの安心・安全を確保するとともに、公共施設などのバリアフリー化を進め、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進します。

(1) 生きがいづくり活動の推進

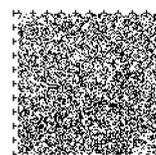
① 文化・スポーツ・レクリエーション活動を通じた仲間づくり

高齢者が主体的に活動し、社会参加を通じて仲間づくりや生きがいづくりを促進するために、身近な地域における活動の場の充実が求められています。

生涯学習出前講座への登録と活用を促進するとともに、誰でも気軽に参加できる幅広いスポーツ・レクリエーションプログラムの提供を引き続き進めます。

各公民館で実施している定例健幸ウォーキングコースの設定に当たっては、日高市運動普及推進員と連携を図り、誰もが簡単に楽しめるウォーキングマップ等による周知啓発を図ります。

老人クラブの活性化に向けては、友愛訪問活動や清掃奉仕活動、地域見守り活動などの高齢者同士の助け合い、スポーツ・レクリエーションによる健康づくりや交流活動の他、情報提供等を適宜行い、その活動を支援します。



② シルバー人材センターの活動支援

アクティブシニアの豊富な経験や知識を生かし、働くことを通じて、高齢者の自立と社会参加の機会を創出します。

高齢者に適した臨時的・短期的な就業機会を提供するため、就労的活動支援コーディネーター設置の検討など、シルバー人材センターの活動を支援します。

③ 高齢者福祉センターの利用促進

高齢者の交流活動の拠点として、日高市総合福祉センター「高麗の郷」の利用促進を図るとともに、施設の適切な維持管理を行います。

(2) 健康づくりの推進

高齢者が主体的にフレイル予防・介護予防及びリハビリテーションに取り組むように介護予防の普及・啓発を行い、高齢者の主体的な活動やボランティアの育成、活動の支援にも引き続き取り組んでいきます。

① 介護予防普及啓発事業（地域支援事業(1)介護予防・日常生活支援総合事業）

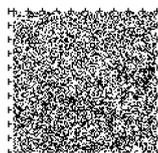
□コトレ教室、はつらつ健幸教室等の介護予防教室や認知症に関する講演会を実施することにより、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を図ります。

■ 介護予防教室

項目	令和4年度の実績概要	計画値		
		令和6	令和7	令和8
□コトレ教室	年間開催回数：47回（各圏域2会場） 参加延べ人数：658人	72回 6会場	72回 6会場	72回 6会場
はつらつ健幸教室	年間開催回数：72回（各圏域2会場） 参加延べ人数：946人	72回 6会場	72回 6会場	72回 6会場
認知症講演会	年間開催回数：1回 参加延べ人数：55人	実施	実施	実施

② 地域介護予防活動支援事業（地域支援事業(1)介護予防・日常生活支援総合事業）

住民主体の介護予防教室である「くりくり元気体操」の普及を推進するとともに、その活動を支援する介護予防ボランティア（くりくりサポーター）の養成を継続して実施します。



■ くりくり元気体操の普及

項目	令和4年度の実績概要	計画値		
		令和6	令和7	令和8
くりくりサポーター養成講座	年間開催回数：1講座（全8回） 参加人数：13人	実施	実施	実施
くりくり元気体操	活動組織数：34グループ （うち休止中11）	34 グループ	35 グループ	36 グループ
	理学療法士派遣による体操指導や体力測定の支援：34回	実施	実施	実施

③ 地域リハビリテーション活動支援事業（地域支援事業(1)介護予防・日常生活支援総合事業）

住民主体の介護予防活動、ボランティア養成講座、地域ケア会議にリハビリテーション専門職の派遣を行っています。地域における介護予防等への取組を強化するため、引き続き、リハビリテーション専門職の派遣を行います。

④ 第1号介護予防支援事業（地域支援事業(1)介護予防・日常生活支援総合事業）

介護予防ケアマネジメントを各地域包括支援センターで実施しています。

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となってもその重度化をできる限り防ぐために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう必要な支援を行います。

■ 介護予防ケアマネジメント

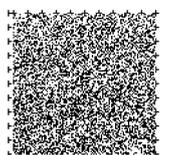
令和4年度の実績概要	計画値		
	令和6	令和7	令和8
延べ件数：1,299件	1,300件	1,300件	1,300件

(3) 生活支援サービスの充実

在宅高齢者の安全で安心な生活を支援するための機器や器具への補助や、常時ねたきり等高齢者世帯への財政的な支援を、引き続き進めます。

① 緊急通報システムの利用（緊急通報システム事業）

非常時にボタンを押すだけで受信センターとの連絡を取れる装置を貸与します。



■ 緊急通報装置の貸与

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
設置対象者数（人）		78	89	80	実施	実施	実施
延べ件数（件）		984	894	881	実施	実施	実施

② 家具転倒防止器具取付事業

地震発生時に転倒する可能性のある家具に、転倒防止のためのL字金具等を取付けます。

■ 家具転倒防止器具取付事業

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用件数（件）		0	0	0	実施	実施	実施

③ 老人日常生活用具給付事業

生活の安全対策として、火災警報器の給付を行います。

■ 老人日常生活用具給付事業

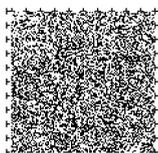
区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数（人）		0	0	0	実施	実施	実施
取付台数（台）		0	0	0	実施	実施	実施

④ ねたきり老人介護手当の支給

常時ねたきりの状態か、これに準ずる状態が6か月以上継続している高齢者を家庭で介護している方へ手当を支給します。

■ ねたきり老人介護手当の支給

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
対象者数（人）		35	32	38	実施	実施	実施
延べ人数（人）		259	287	318	実施	実施	実施



⑤ ねたきり老人等紙おむつ支給事業（市町村特別給付）

要支援1・2及び要介護1～5の認定を受け、在宅で介護を受けている65歳以上のねたきり状態かこれに準ずる状態で、かつ常時紙おむつを使用している方に紙おむつを支給します。

■ ねたきり老人等紙おむつ支給事業

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
金額（千円）		6,016	8,152	11,246	実施	実施	実施
人数（人/月）		104	146	177	実施	実施	実施

⑥ 寝具消毒乾燥車の派遣

衛生と健康を保持することを目的として、寝具の消毒乾燥を実施します。

■ 寝具消毒乾燥車派遣事業

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
対象者数（人）		48	37	36	実施	実施	実施
延べ件数（件）		420	331	308	実施	実施	実施

⑦ 福祉用具・住宅改修支援事業（地域支援事業(4)任意事業）

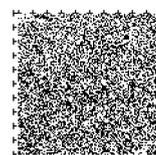
福祉用具や住宅改修に関する相談・助言・情報提供の実施、支給の申請に係る書類の作成支援及び作成した場合の経費の助成等を行います。

■ 福祉用具・住宅改修支援事業

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
相談・助成件数（件）		16	40	40	実施	実施	実施

⑧ 地域自立生活支援事業（地域支援事業(4)任意事業）

月曜日から金曜日までの希望する曜日に、栄養バランスの良い昼食を配食するとともに、安否確認を実施します。



■ 配食サービス事業

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用人数（人）		57	60	61	実施	実施	実施
延べ配食数（食）		5,911	6,534	8,260	実施	実施	実施

（４）生活環境の充実

① 感染症対策

感染予防の情報提供や周知徹底に努めるとともに、インフルエンザ等の予防接種の助成や勧奨を行っていきます。

高齢者の通いの場や介護サービスの提供は、多くの高齢者が集団となる場であり、利用者と支援者等が至近距離で接する場でもあります。新型コロナウイルスをはじめとする感染症を予防するため、手指消毒やマスク着用など、具体的な予防策に関する情報提供等を充実し、通いの場の活動や介護サービスの提供を支援していきます。

「日高市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、関連する市の取組や関係機関との連携を強化し、感染症対策を進めます。

② 居住の場の確保

ア. 軽費老人ホーム（ケアハウス）

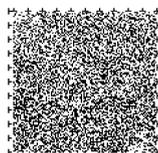
家庭環境・住宅事情・経済状況などの理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が入所する施設です。現在、市内に定員 50 人のケアハウスが 1 か所あります。

イ. サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保するため、日中は生活相談員が常駐し、入居者の安否確認や様々な生活支援サービスを受けることができます。高齢者のニーズに応じた居住施設を整備するため、関係行政機関等との連携を図ります。

ウ. 有料老人ホーム

入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理など、日常生活に必要なサービスが受けられる高齢者向けの居住施設です。高齢者のニーズに応じた居住施設を整備するため、関係行政機関等との連携を図ります。



■ サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム（住宅型）の入居定員総数

区分	年度	実績値	計画値		
		令和5	令和6	令和7	令和8
サービス付き高齢者向け住宅	施設数（か所）	4	4	4	4
	定員総数（人）	109	109	109	109
有料老人ホーム（住宅型）	施設数（か所）	3	3	3	3
	定員総数（人）	83	83	83	83

※本計画期間において、新たな特定施設入所者生活介護の市内における増加は見込んでおりません

③ 高齢者の移動支援

ア. 地域公共交通による移動支援

地域公共交通協議会において地域公共交通計画を策定し、将来にわたって地域のニーズや特性に応じた持続可能な生活交通を維持・確保するとともに、誰もが利用しやすい移動の支援に取り組みます。

イ. 地域支え合い事業

付き添いによる支援を必要とする高齢者の買い物や通院、手続等の外出がしやすくなるよう、地域おたすけ隊による外出支援活動の充実を図ります。実施地域の拡大を図るとともに、運転協力会員の確保を目指し、市内事業所、団体等へ「地域支え合いパートナーシップ制度」を提案し、関心のある人が気軽に支え合いの取組に参加できる仕組みづくりを進めます。

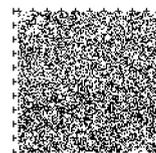
④ 防災対策

ア. 防災意識の醸成

近年の度重なる災害の教訓から、地域の支え合いや見守りが高齢者の身を守る重要な備えであることが認識されています。高齢者自身の防災意識とともに、地域のつながりで見守り意識を醸成していくことが必要です。

高齢者にも分かりやすい防災情報の提供や防災訓練の参加促進、「日高市地域防災計画」に基づいた防災の取組を進めます。

サービス提供事業所における防災対策については、情報提供や災害時の連携協力の強化に努めます。



イ. 避難行動要支援者への支援

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する安否確認や避難支援の体制を整えておく必要があります。

平時から避難行動要支援者の同意を得て作成した避難行動要支援者名簿を地域の支援者である区長や民生委員に提供し、引き続き地域における支援体制づくりを進めます。

現在全世帯を対象とした安否確認訓練を実施し、大規模災害時における市民の安否確認の手順を実践していますが、更に、この名簿を活用した訓練の実施に取り組みます。

⑤ 安心と安全の確保

ア. 防犯対策の充実

振り込め詐欺等、高齢者が巻き込まれる犯罪が絶えず発生しているため、引き続き、自主的な防犯パトロール等の活動支援を行います。

高齢者の自己防衛意識の向上を図るとともに、特殊詐欺対策に有効とされる特殊詐欺対策機器の購入費の一部を補助します。

イ. 交通安全

県内の交通事故死亡者の約半数が高齢者であることから、飯能警察署等交通関係団体と連携し、高齢者を対象とした交通安全の啓発を進めます。

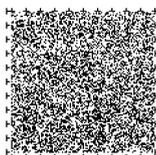
自転車利用時における事故や転倒から頭部を守るヘルメットの普及促進を図るため、自転車用ヘルメットの購入補助を行います。

⑥ 消費者被害防止の推進

消費生活に関するトラブルが多様化しているため、被害にあった場合の対処方法や被害の未然防止のための啓発が必要です。

多様化、複雑化する消費者問題に対応した講座内容の紹介・講師の派遣を実施していきます。被害の対象となりやすい高齢者世帯を守るために、「広報ひだか」や市ホームページなどを活用して消費生活に関する情報の提供を行うとともに、民生委員・児童委員、老人クラブなどと連携を図っていきます。

消費生活相談については、引き続き消費生活相談センターについての周知を図るとともに、件数の推移などに応じて更なる充実を検討します。



⑦ 情報提供の充実

高齢者に必要な保健・福祉サービスの種類や内容は多様化しており、様々な媒体を活用して分かりやすい情報提供を行っていく必要があります。

特に「広報ひだか」、パンフレット、市ホームページ、市公式 SNS 等については、福祉情報の充実とともに、UD フォントの活用や WEB アクセシビリティの向上など、分かりやすさ、読みやすさ、親しみやすさなどにも配慮していきます。また、「声の広報ひだか」の作成も行っていきます。

(5) 虐待防止と権利擁護の推進

高齢者の虐待防止

高齢者の虐待の防止と早期発見に向け、虐待についての理解を深めるとともに、地域包括支援センターと他の関係機関で構成された日高市要援護高齢者等支援ネットワーク「日高あんしんねっと」の活動を推進します。

認知症高齢者の介護者は、心身への負担が大きいことから介護ストレスを抱えることもあります。虐待の防止に資するため、地域包括支援センターの総合相談窓口の充実を図ります。

65 歳以上の高齢者で環境上の理由、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を入所させる養護老人ホームについては、今後も入所措置を調整していきます。

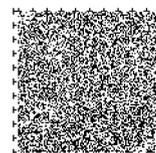
(6) 権利擁護事業の活用促進（「日高市成年後見制度利用促進基本計画」）

認知症などによって物事を判断することが難しくなった場合に、財産管理や、サービスの利用、入院・入所等の契約などについて、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで法律的に援助する成年後見制度があります。

今後も成年後見制度の周知に努めるとともに、地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない高齢者が、尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、必要な支援を行います。

■ 権利擁護業務（地域支援事業(2)包括的支援事業）

項目	令和4年度の実績概要	計画値		
		令和6	令和7	令和8
成年後見制度の活用促進	制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等：32件 相談・申立件数：3件	実施	実施	実施



老人福祉施設等への措置の支援	実績：2件	実施	実施	実施
高齢者虐待への対応	相談件数：11件	実施	実施	実施
困難事例への対応	相談件数：1,369件	実施	実施	実施
消費者被害の防止	相談件数：4件	実施	実施	実施

① 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢者の権利を擁護するための仕組みとして、認知症高齢者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な住民への支援として、社会福祉協議会が、金銭管理や各種申請など日常的な生活援助の範囲内での支援を行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を実施しています。

② 成年後見制度の周知と利用促進

成年後見制度の普及・啓発のため、制度の内容、利用に当たったの助成や支援内容等について周知や広報活動を行います。

関係機関と連携し、成年後見のニーズの把握に努めるとともに、必要な人が早期の段階から相談ができるよう、相談窓口等の充実を図ります。

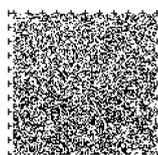
■ 成年後見制度の認知

日常生活圏域ニーズ調査結果	令和元	令和4
成年後見制度の認知状況：認知割合（％）	73.7	81.9
成年後見制度の認知状況：名前も内容も知っていた割合（％）	28.9	40.6

③ 日高市成年後見制度利用支援事業（地域支援事業(4)任意事業）

成年後見制度を利用する必要があると認められるにもかかわらず、制度を利用できない方を対象とした「日高市成年後見制度利用支援事業」の普及と利用を促進します。

この事業では、親族等がない高齢者に係る成年後見制度の市長申立てを行うとともに、成年後見人の報酬についての助成をすることで、制度を利用する方の支援を行います。



■ 成年後見制度利用支援事業

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
市長申立相談・申立件数（件）		7	3	4	実施	実施	実施

④ 市民後見人の育成等

社会福祉協議会等と連携を図りながら、市民後見及び法人後見の開始に向け、調査・研究を進めます。

⑤ 地域連携ネットワークの構築及び中核機関の設置

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切な支援につなげる連携の仕組み（地域連携ネットワーク）の構築を進めます。

地域連携ネットワークの中核としてコーディネートを行う中核機関を設置します。

(7) 認知症施策「共生と予防」の推進

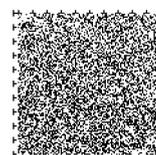
認知症は誰もがなりうる身近なものであるといえます。

認知症対策は、認知症の発症を遅らせる「予防」と、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる「共生」社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら進める必要があります。

認知症基本法を踏まえ、認知症サポーター養成等を通じた理解促進や普及・啓発をはじめ、認知症本人の発信支援、予防と認知症への備え、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加の促進など様々な取組を推進することが重要となっています。

① 認知症初期集中支援推進事業（地域支援事業(3)包括的支援事業）

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活をサポートする「認知症初期集中支援チーム」を活用し、早期診断・早期対応を図ります。



■ 認知症初期集中支援チーム

令和5年度の実績概要	計画値		
	令和6	令和7	令和8
支援チームとその活動を周知するため、広報ひだか・市ホームページに掲載	実施	実施	実施
訪問支援対象者の把握、専門医を含めたチーム員会議の開催、初期集中支援の実施、引継ぎ後のモニタリング	実施	実施	実施
認知症初期集中支援チーム検討委員会で、実績報告やチーム運営上の課題の検討	実施	実施	実施

② 認知症地域支援・ケア向上事業（地域支援事業(3)包括的支援事業）

本市では、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。

認知症の人やその家族からの相談に応じるとともに、認知症医療疾患センターなどの関係する医療・介護機関及び地域の支援機関とのネットワークの構築を図ります。

認知症の進行状況に応じて利用できるサービス等を整理した「認知症ケアパス」の配布・啓発、成年後見制度の周知と利用支援を進めます。

認知症ケア相談室として位置付けた地域包括支援センターの利用促進に向けて周知を図ります。

③ 認知症家族への支援（(4)任意事業）

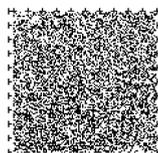
認知症の人及びその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェについて、実施内容の充実、実施箇所の増加について取り組むとともに、介護休業制度の周知や普及を進めます。

■ 認知症カフェ

令和5年度の実績概要	計画値		
	令和6	令和7	令和8
地域包括支援センターに委託し実施			
高麗圏域：1か所	1か所	1か所	1か所
高麗川圏域：2か所	2か所	2か所	2か所
高萩圏域：2か所	2か所	2か所	2か所

④ 認知症サポーター等養成事業（(4)任意事業）

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援するサポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。



認知症サポーターが認知症に関する知識を更に深め、地域で支援活動に取り組むことができるよう、認知症サポーターステップアップ講座を開催します。

■ 認知症サポーター等養成事業

令和4年度の実績概要	計画値		
	令和6	令和7	令和8
市・地域包括支援センターが開催 開催回数：19回 受講者数：327人 累計認知症サポーター数：4,878人	開催回数 20回	開催回数 20回	開催回数 20回

⑤ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 ((4)任意事業)

地域で暮らす認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを結び付ける「チームオレンジ」の取組を推進します。「チームオレンジ」の支援として、認知症サポーターにフォローアップ講座等を実施し、通いの場に参加している方の見守り等につなげていきます

⑥ 若年性認知症等への支援 ((4)任意事業)

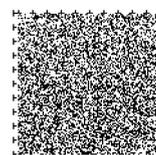
若年性認知症や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障がいなどに対する事業所や市民の理解の促進を図るとともに、本人や家族に対する相談体制の整備・充実を図ります。

⑦ 認知症高齢者等の行方不明者への対応 ((4)任意事業)

認知症等で徘徊し、行方不明となった高齢者を検索するため、警察署の要請に基づき、防災行政無線による情報提供の呼び掛けを実施しています。

行方不明になった場合でも、早期に発見できるよう、認知症高齢者位置情報サービスへの助成等を行っています。

徘徊高齢者への対応を学ぶための徘徊高齢者模擬訓練を実施します。



4-3 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者が増加する中であっても、介護や医療、支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民・地域活動団体・事業者の連携を基盤とし、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を更に推進していく必要があります。

本市では、地域包括支援センター、地域福祉を推進する社会福祉協議会の連携により市民の様々な相談への対応や課題の解決を図る「地域包括ケアシステムの展開」を推進しています。

既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、高齢者とその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズや、制度の狭間のケースに対応するための包括的な支援体制の構築を目指します。

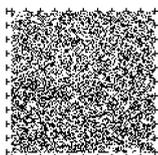
(1) 地域包括ケアシステムの推進

① 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域支援事業(2)包括的支援事業）

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるように地域の基盤を整えるとともに、介護支援専門員を支援します。

■ 包括的・継続的なケア体制の構築

項目	令和4年度の実績概要	計画値		
		令和6	令和7	令和8
医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築	各地域包括支援センターにて実施 圏域型ケア会議：26回	実施	実施	実施
介護支援専門員と関係機関の連携支援	地域包括支援センター主催で事業所情報交換会を実施	実施	実施	実施
介護保険サービス以外の社会資源との連携・協力体制の整備	各地域包括支援センターが実施 高麗圏域：第2層協議体開催 高麗川圏域：第2層協議体開催 高萩圏域：第2層協議体開催、民生委員との情報交換会	実施	実施	実施
地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域包括支援センターが3圏域合同でケアマネサロンを開催（隔月） 事例検討や情報交換	実施	実施	実施
日常的個別指導・相談	各地域包括支援センターが実施 延べ件数：261件	実施	実施	実施



② 総合相談支援業務（地域支援事業(2)包括的支援事業）

住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等の相談を行います。

引き続き、相談支援業務の充実を図ります。

■ 総合相談支援業務

令和4年度の実績概要	計画値		
	令和6	令和7	令和8
電話：2,573件 来所：769件 訪問：867件 文書：9件	実施	実施	実施

③ 相談支援体制の充実

社会的孤立や生活困窮、8050 問題など、高齢者を取り巻く課題の中には、複合化や複雑化した課題も多くなっています。

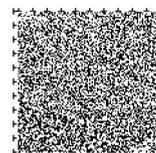
ヤングケアラー（18 歳未満の介護者等）やダブルケア（介護と育児が同時期に直面すること）を行う人への支援は、制度や分野ごとの「縦割り」だけでは十分な対応が難しくなっています。

3か所の地域包括支援センターによる相談支援や生活支援コーディネーターを中心とする生活支援体制を強化するとともに、「日高市自殺対策計画」等関連計画との連携を図りながら、障がい福祉や生活困窮などの各分野の相談支援機関との連携協力や情報共有を進めます。さらに、包括的な相談支援と課題解決力の向上、長期的視点から見た「伴走型支援」の充実を図ります。

地域の全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを進め、交流と参加による地域資源の活用と活性化を図ります。

④ 地域ケア会議の充実（地域支援事業(2)包括的支援事業）

多職種協働による地域ケア会議を開催し、個別課題の解決や、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域課題の整理など、複数の手法を活用して高齢者の様々な課題を解決します。



(2) 地域ネットワークづくりの強化

① 生活支援体制整備事業（地域支援事業(3)包括的支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供が求められており、地域住民やNPO、ボランティア、民間企業、協同組合、社会福祉法人などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者の社会参加及び介護予防・生活支援サービス等の充実を図ります。

【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）】

地域の高齢者のニーズや、地域に不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）により、高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築します。

■ 生活支援コーディネーターの配置

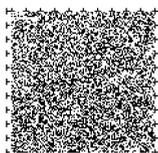
令和4年度の実績概要	計画値		
	令和6	令和7	令和8
第1層：専任2名（社会福祉協議会）	2名	2名	2名
第2層：各圏域兼務1名（地域包括支援センター）	各1名	各1名	各1名

【協議体の活用】

介護予防・生活支援サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められています。多様な関係機関の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するため、第1層（全市）協議体、第2層（日常生活圏域）協議体を設置しており、今後もその取組を推進します。

■ 協議体の活用

令和4年度の実績概要	計画値		
	令和6	令和7	令和8
開催回数 市全体： 0回 高麗圏域： 3回（1か所） 高麗川圏域：10回（3か所） 高萩圏域：9回（2か所）	実施	実施	実施



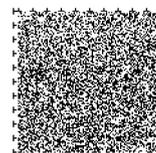
(3) 医療と介護の連携

① 在宅医療・介護連携推進事業（地域支援事業(3)包括的支援事業）

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供するための体制の構築を進めます。

■ 在宅医療・介護連携の推進

項目	令和4年度の実績概要	計画値		
		令和6	令和7	令和8
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	飯能市・日高市合同情報交換会 開催回数：0回	実施	実施	実施
在宅医療・介護連携に関する相談支援				
相談窓口の人材配置	コーディネーター：2名 相談件数：79件	2名	2名	2名
退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整	在宅療養支援ベッド使用時、医療介護関係者と連携	実施	実施	実施
地域の医療機関・介護事業者相互の紹介		実施	実施	実施
医療・介護関係者の研修				
多職種でのグループワーク等の研修	多職種連携座談会「飯能・日高地区ワールドカフェ」として実施	実施	実施	実施
医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修	多職種連携座談会「飯能・日高地区ワールドカフェ」として実施	実施	実施	実施
地域住民への普及・啓発				
在宅医療・介護連携に関する講演会の開催	市民フォーラムとして実施	実施	実施	実施
パンフレットの作成・配布等	パンフレットを作成し、関係機関へ配布	実施	実施	実施
在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	関係市と共同で在宅医療連携拠点を設置 多職種連携座談会を開催	実施	実施	実施



4-4 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保

(1) 介護人材の確保

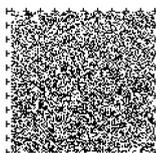
高齢者の増加に伴い、福祉や介護の担い手の確保と育成の支援が重要になっています。このため、サービス提供事業所との連携等により介護人材の必要量の把握を進め、求人情報の紹介、合同就職面接会の開催、研修会、相談・説明会など、県の事業と連携を図りながら、人材確保に向けた支援を行う必要があります。

アクティブシニアといった高齢者等が介護施設等での就労を促進する取組や、ボランティア活動に応じてポイントが付与されるボランティアポイント制度の導入及び活用により、就労的活動を促進します。

学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事について理解を促進するとともに、社会福祉協議会と連携し、介護の仕事を知るための体験の機会の創出に努めます。

(2) 職場環境の改善等

サービス提供事業所における業務仕分け、介護ロボット、ICTの活用など業務改善に関する情報提供を進めるとともに、保育施設の設置、キャリアアップのための研修受講の負担軽減、代替職員の確保に関する情報提供を進めます。



5-1 サービス提供体制の整備

高齢者人口や要介護・要支援認定者数、介護ニーズの動向を踏まえ、必要とされる介護給付等のサービス内容や地域支援事業の提供体制を確保するため、市内の介護保険サービス提供事業所等と連携し、サービス内容の多様化や提供体制の強化を促進します。

5-2 介護保険サービスの推計

高齢者の増加や認定率の上昇に伴い、各サービスの利用は増加していくと見込まれます。介護を必要とする高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、利用ニーズやサービス提供体制の整備動向を踏まえながら、サービス提供の充実に努めます。

各サービスの見込み量について、特別養護老人ホームは特例入所等の実態を、介護医療院は介護療養型医療施設からの移行分を考慮し設定しました。

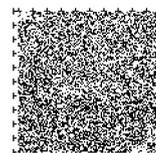
介護離職ゼロ及び在宅医療からの追加的需要への対応等も勘案し、サービス量を見込みました。

(1) 被保険者数及び要介護認定者数の推計（第1号被保険者）

■ 被保険者数及び要介護認定者数の推計

単位：人

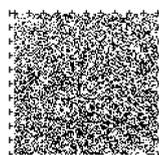
区分	年度	実数値		見込値	推計値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
被保険者数		18,345	18,391	18,435	18,480	18,523	18,439
要支援・要介護認定者数		2,463	2,607	2,703	2,836	2,959	3,074
	要支援1	194	224	280	302	311	321
	要支援2	337	346	371	383	394	407
	要介護1	560	559	639	645	675	702
	要介護2	457	471	460	482	505	525
	要介護3	386	418	385	410	427	445
	要介護4	320	352	336	363	383	396
	要介護5	209	237	232	251	264	278



(2) 介護給付

■ 居宅サービスの実績値と計画値

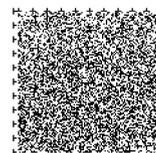
区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
訪問介護	給付費(千円)	184,893	209,953	241,903	277,799	303,417	326,983
	回数(回/月)	5,174.9	5,835.6	6,823.2	7,731.6	8,439.9	9,099.8
	人数(人/月)	282	303	320	343	366	389
訪問入浴介護	給付費(千円)	23,086	21,962	25,380	28,363	31,870	33,881
	回数(回/月)	155	146	167	183.7	206.2	219.2
	人数(人/月)	30	31	37	42	47	50
訪問看護	給付費(千円)	122,259	131,903	144,357	159,034	172,440	183,200
	回数(回/月)	1,771.2	1,894.8	2,152.1	2,327.7	2,508.4	2,658.9
	人数(人/月)	217	240	251	272	292	309
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	19,308	18,649	17,369	18,871	19,829	20,876
	回数(回/月)	565.3	536.8	499.3	534.6	560.9	590.4
	人数(人/月)	46	46	41	46	48	51
居宅療養管理指導	給付費(千円)	41,987	45,389	50,719	56,319	60,785	64,716
	人数(人/月)	289	303	326	357	385	410
通所介護	給付費(千円)	490,138	473,047	480,294	523,442	561,122	586,927
	回数(回/月)	5,439	5,138	5,190	5,523.6	5,886.0	6,146.6
	人数(人/月)	450	445	448	476	506	528
通所リハビリテーション	給付費(千円)	168,693	170,314	173,227	182,594	193,495	204,097
	回数(回/月)	1,681.5	1,725.7	1,771.0	1,822.7	1,922.0	2,023.7
	人数(人/月)	196	206	213	220	232	244
短期入所生活介護	給付費(千円)	118,690	114,054	103,399	121,397	133,760	141,347
	日数(日/月)	1,115.2	1,075.9	957.4	1,101.7	1,210.0	1,276.4
	人数(人/月)	82	79	76	85	93	98
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	13,521	15,315	16,164	13,362	15,818	16,688
	日数(日/月)	95.4	106.9	114.6	93.6	109.6	116.6
	人数(人/月)	15	16	16	13	15	16
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	354	0	0	0	0	0
	日数(日/月)	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0



福祉用具貸与	給付費(千円)	111,848	117,712	124,898	136,040	146,760	156,244
	人数(人/月)	684	724	764	819	874	924
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	4,584	3,746	4,222	4,910	5,284	5,578
	人数(人/月)	13	11	12	14	15	16
住宅改修費	給付費(千円)	12,006	10,606	11,474	11,474	11,474	11,474
	人数(人/月)	12	11	11	11	11	11
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	201,486	205,292	230,126	248,594	272,206	291,307
	人数(人/月)	88	91	100	106	116	124

■ 地域密着型サービスの利用見込み

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	11,211	0	0	6,951	6,959	6,959
	人数(人/月)	7	0	0	4	4	4
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	36,854	39,156	41,416	43,777	45,650	48,858
	回数(回/月)	389.3	404.6	430.6	443.9	460.8	493.7
	人数(人/月)	46	49	52	53	55	59
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	26,113	33,775	34,816	38,783	44,537	46,371
	回数(回/月)	207.6	270.2	276.4	303.6	345.4	359.5
	人数(人/月)	17	20	21	23	26	27
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	114,307	123,213	137,593	148,875	156,743	166,539
	人数(人/月)	48	53	59	62	65	69
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	51,642	52,856	58,353	118,354	118,504	118,504
	人数(人/月)	17	17	18	36	36	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	66,789	66,612	64,942	68,291	68,377	68,377
	人数(人/月)	20	19	19	20	20	20
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0



■ 施設サービスの実績値と計画値

区分		年度	実績値		見込値	計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
介護老人福祉施設	給付費(千円)		739,597	800,333	888,249	913,031	926,442	957,963
	人数(人/月)		250	259	285	289	293	303
介護老人保健施設	給付費(千円)		390,676	389,334	388,579	404,697	419,860	444,467
	人数(人/月)		114	109	110	113	117	124
介護医療院	給付費(千円)		280,834	326,940	367,486	408,222	431,246	457,111
	人数(人/月)		67	79	83	91	96	102
介護療養型医療施設	給付費(千円)		68,126	48,981	32,680	—	—	—
	人数(人/月)		19	14	9	—	—	—

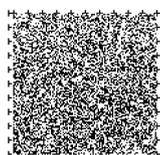
■ 居宅介護支援の実績値と計画値

区分		年度	実績値		見込値	計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
居宅介護支援	給付費(千円)		181,852	191,875	197,754	213,894	227,962	240,796
	人数(人/月)		1,027	1,065	1,101	1,170	1,243	1,311

(3) 予防給付

■ 介護予防サービスの実績値と計画値

区分		年度	実績値		見込値	計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)		19	9	0	0	0	0
	回数(回/月)		0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)		0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)		13,935	15,166	16,850	17,336	17,965	18,322
	回数(回/月)		282.5	283.3	315.8	320.4	331.5	338.2
	人数(人/月)		40	46	53	54	56	57
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)		2,593	2,424	2,097	2,005	2,294	2,294
	回数(回/月)		75.7	72.3	60.9	57.4	65.6	65.6
	人数(人/月)		8	9	7	7	8	8
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)		2,113	2,491	2,050	2,079	2,206	2,206
	人数(人/月)		15	18	15	15	16	16
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)		20,742	23,586	22,490	23,100	23,654	24,701
	人数(人/月)		45	50	48	49	50	52
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)		479	535	563	521	522	522
	日数(日/月)		6.0	6.6	6.9	6.3	6.3	6.3
	人数(人/月)		1	1	1	1	1	1



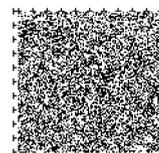
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	50	32	0	0	0	0
	日数（日/月）	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日/月）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日/月）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	13,796	15,415	16,379	16,990	17,513	18,036
	人数（人/月）	183	179	188	195	201	207
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	1,224	835	1,182	1,182	1,182	1,182
	人数（人/月）	4	3	4	4	4	4
介護予防住宅改修	給付費（千円）	5,397	4,896	4,347	4,347	4,347	4,347
	人数（人/月）	5	5	4	4	4	4
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	6,126	5,666	5,862	5,945	8,156	9,479
	人数（人/月）	7	7	7	7	9	11

■ 地域密着型介護予防サービスの実績値と計画値

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	回数（回/月）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	4,615	4,371	2,628	2,665	2,668	2,668
	人数（人/月）	6	5	3	3	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0

■ 介護予防支援の実績値と計画値

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
介護予防支援	給付費（千円）	13,044	12,977	13,656	14,301	14,660	15,115
	人数（人/月）	235	236	244	252	258	266



(4) 地域密着型（介護予防）サービスの整備方針

地域密着型（介護予防）サービスは、認知症や独り暮らし高齢者の増加が見込まれますので、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供を行うものです。

既存施設の有効活用、区域外へのサービス提供に係る事業所の負担の軽減を図る観点から、県と連携を図りつつ、広域利用に関する調整の実施について検討を行います。

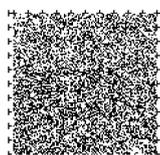
本計画期間において整備予定はありませんが、利用者のニーズの動向、市内及び近隣事業者の参入意向等を継続的に把握し、必要に応じて基盤整備を図ります。

■ 日常生活圏域ごとの地域密着型（介護予防）サービス設置見込み 単位：か所

項目	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		夜間対応型訪問介護		地域密着型通所介護		認知症対応型通所介護		小規模多機能型居宅介護		認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設入居者生活介護		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		看護小規模多機能型居宅介護	
	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存	新規	既存
高麗圏域			0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
高麗川圏域	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
高萩圏域			0	0	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
市全体	0	1	0	0	0	3	0	1	0	3	0	2	0	0	0	1	0	0

■ 日常生活圏域ごとの必要利用定員数 単位：人/日

項目	認知症対応型共同生活介護			地域密着型特定施設入居者生活介護			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	令和6	令和7	令和8	令和6	令和7	令和8	令和6	令和7	令和8
高麗圏域	0	0	0	0	0	0	20	20	20
高麗川圏域	18	18	18	0	0	0	0	0	0
高萩圏域	18	18	18	0	0	0	0	0	0
市全体	36	36	36	0	0	0	20	20	20



5-3 地域支援事業の推計

地域支援事業は、高齢者ができるだけ地域で自立した生活を営むことを支援する市のサービスです。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業について、適切にサービスを提供するために必要なサービス量を推計します。

ここでは、サービス量推計に必要な事業は第4章から再掲しています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

【訪問型サービス・通所型サービス】

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当のサービスに加え、緩和した基準によるサービスを提供します。対象者は、要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者です。

■ 介護予防・生活支援サービスの実績値と計画値

区分		年度	実績値		見込値	計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
訪問型サービス	給付費(千円)		18,496	17,998	21,565	24,799	26,039	27,341
	人数(人/月)		88	83	95	109	115	120
通所型サービス	給付費(千円)		48,981	47,253	49,181	60,493	63,517	66,693
	人数(人/月)		137	131	137	169	177	186

② 第1号介護予防支援事業(再掲)

【介護予防ケアマネジメント】

介護予防ケアマネジメントにより、心身や世帯等の状況から、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるように援助します。

③ 一般介護予防事業

【介護予防普及啓発事業】(再掲)

【地域介護予防活動支援事業】(再掲)

【地域リハビリテーション活動支援事業】(再掲)

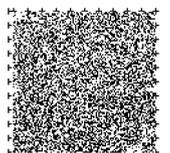
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

① 総合相談支援業務(再掲)

② 権利擁護業務(再掲)

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(再掲)

④ 地域ケア会議の充実(再掲)



(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

- ① 在宅医療・介護連携推進事業（再掲）
- ② 生活支援体制整備事業（再掲）
【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）】（再掲）
【協議体の活用】（再掲）
- ③ 認知症対策の推進
【認知症初期集中支援推進事業】（再掲）
【認知症地域支援・ケア向上事業】（再掲）

(4) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

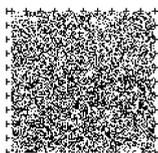
介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不必要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切な介護サービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用を適正化します。

ケアプラン点検については、国保連合会から提供される関係帳票を活用した点検の実施に向けて検討を行います。

第9期から事業が再編され、任意事業となる介護給付費通知については、効果等を検証し、事業の継続等について検討を行います。

■ 介護給付等の適正化

項目	事業概要	計画値		
		令和6	令和7	令和8
給付費適正化主要3事業	要介護認定の適正化	全件	全件	全件
	ケアプランの点検・住宅改修等の点検	全件	全件	全件
	縦覧点検・医療情報との突合	年12回	年12回	年12回
任意事業	介護給付費通知	年2回	年2回	年2回



② 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護者等を介護する者の支援のため、必要な事業を行います。

介護に取り組む家族等への支援として、家族介護教室の開催などにより、情報提供や支援を充実します。

■ 介護教室の開催

令和4年度の実績概要	計画値		
	令和6	令和7	令和8
日高市社会福祉協議会へ委託 開催回数：4回 延べ参加者数：36人	実施	実施	実施

■ 認知症高齢者見守り事業（認知症高齢者位置情報サービス利用助成事業）

区分	年度	実績値		見込値	計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
助成件数（件）		0	1	1	実施	実施	実施

③ その他の事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業を実施します。

【成年後見制度利用支援事業】（再掲）

【福祉用具・住宅改修支援事業】（再掲）

【地域自立生活支援事業】（再掲）

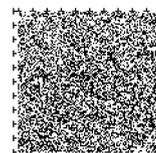
【認知症家族への支援】（再掲）

【認知症サポーター等養成事業】（再掲）

【認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業】（再掲）

【若年性認知症等への支援】（再掲）

【認知症高齢者等の行方不明者への対応】（再掲）



5-4 介護保険事業費と介護保険料の設定

(1) 第1号被保険者保険料の算定

■ 標準給付見込額

単位：千円

項目	年度	第9期			令和22年度	
		合計	令和6年度	令和7年度		令和8年度
標準給付費見込額		14,076,752	4,452,232	4,693,782	4,930,738	6,521,912
総給付費		13,405,387	4,237,545	4,569,707	4,698,135	6,229,323
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）		335,446	107,267	111,959	116,220	146,164
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）		289,126	92,444	96,505	100,177	125,731
高額医療合算介護サービス費等給付額		38,261	12,245	12,765	13,251	16,921
算定対象審査支払手数料		8,532	2,731	2,846	2,955	3,773

■ 地域支援事業費

単位：千円

項目	年度	第9期			令和22年度	
		合計	令和6年度	令和7年度		令和8年度
地域支援事業費		677,511	221,054	225,759	230,698	280,640
介護予防・日常生活支援総合事業費		344,415	110,022	114,727	119,666	169,608
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費		240,063	80,021	80,021	80,021	80,021
包括的支援事業（社会保障充実分）		90,033	31,011	31,011	31,011	31,011

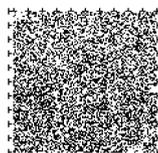
■ 市町村特別給付

単位：千円

項目	年度	第9期			令和22年度	
		合計	令和6年度	令和7年度		令和8年度
市町村特別給付		43,200	14,400	14,400	14,400	14,400

■ 保険料基準額（月額）

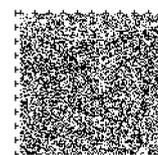
項目	第8期 令和3～5年度	第9期 令和6～8年度	令和12年度 （見込）	令和22年度 （見込）
保険料基準額	4,700円	5,300円	7,501円	7,335円



(2) 第1号被保険者の保険料段階と保険料

保険料段階	対象者	保険料率	年間保険料額
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額から年金収入に係る所得額を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.285	18,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得額を控除した額+課税年金収入額が120万円以下の人	基準額×0.485	30,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得額を控除した額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.685	43,500円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得額を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	57,200円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階以外の人	基準額×1.00	63,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	76,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	82,600円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	95,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	108,100円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	120,800円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	133,500円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	146,200円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	152,600円

年間保険料額は、基準額（63,600円）に割合を乗じた額から100円未満を切り捨てた額となります。



6-1 計画の推進

(1) 関係機関との連携

高齢者一人一人の状況に応じて必要なサービスが提供できるよう、保健・医療・福祉に関わる行政機関内の連携とともに、医療機関やサービス提供事業所、行政との連携強化を図ります。

医師会、歯科医師会等との連携・調整を進めるとともに、国や県との連携を図りながら、計画を推進します。

(2) 地域包括支援センターの事業評価の実施

地域包括支援センターは、市が設置した地域包括支援センター等運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保する必要があります。地域包括支援センターの運営に関して、運営協議会は前年度の事業報告書によるほか、運営に必要な基準により、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとします。

地域包括支援センターの体制整備等の充実を図るため、市は定期的又は必要な時に、業務に関して必要な基準により事業評価を行います。

(3) 情報提供の充実

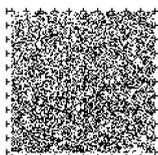
市役所の相談窓口や地域包括支援センターにおいては、高齢者福祉や介護保険制度の内容、サービスの利用方法などについて、「広報ひだか」や市ホームページ、パンフレット等を活用して、分かりやすい情報提供及び相談に努めます。

(4) 苦情相談体制

高齢者が福祉サービスや介護保険を利用するための支援や情報提供、様々な疑問や要介護認定に対する不満、制度運営上の苦情等に対応を行い、サービス利用者に配慮した取組を推進します。

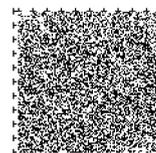
(5) 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の活用により、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止等に関する取組を推進します。



(6) 進行管理

本計画に位置付けられた施策や事業について、保険者機能強化推進交付金等の評価指標を活用し、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルにより推進状況を明らかにします。評価については、自己評価を行った後、評価・確認機能を持つ所管の委員会等で評価の確認を行うことができるようにするとともに、そこで得られた課題について、随時高齢者福祉施策に反映させていきます。



参考資料

1 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 4 月 28 日告示第 88 号

改正

平成 28 年 3 月 30 日告示第 73 号

日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画（以下これらを「計画」という。）を策定するため、日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画の案を作成し、市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者（法第 9 条に規定する被保険者をいう。）
- (2) 関係行政機関を代表する者
- (3) 高齢者福祉、保健又は医療に係る団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者

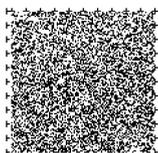
3 市長は、前項第 1 号に掲げる者を委嘱する場合は、公募するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。



-
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康推進部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

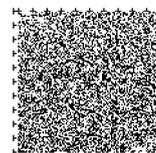
第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第73号）

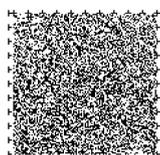
この告示は、平成28年4月1日から施行する。



2 日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

要綱 第3条 第2項	選出区分	選出団体等	氏名	役職
第1号	被保険者(介護保険法第9条の被保険者)	第1号被保険者	小澤 潔	
		第1号被保険者	鈴木 敏男	
		第2号被保険者	中村 庸子	
		第2号被保険者	井上 満代	
第2号	関係行政機関を代表する者	埼玉県保健医療部狭山保健所	熊埜御堂 收	
第3号	高齢者福祉、保健又は医療に関する団体を代表する者	社会福祉法人 日高市社会福祉協議会	鹿山 朝香	
		公益社団法人 日高市シルバー人材センター	田中 ヨシ子	
		日高市民生委員・児童委員協議会	新井 信子	
		一般社団法人飯能地区医師会	前田 晃宏	委員長
		一般社団法人飯能地区歯科医師会	中野 憲一	副委員長
		飯能地区薬剤師会	今牧 晋一	
		医療法人和会	大竹 文代	
		社会福祉法人 晃和会	石井 照代	
		NPO法人 介護の手	目黒 祥子	
		NPO法人 友結会	古本 良子	
第4号	知識経験を有する者	埼玉医科大学国際医療センター	藤田 真弓	



3 日高市福祉計画検討委員会設置規定

平成 18 年 3 月 27 日訓令第 2 号

改正

平成 19 年 3 月 23 日訓令第 2 号
平成 20 年 3 月 26 日訓令第 5 号
平成 21 年 3 月 26 日訓令第 5 号
平成 23 年 12 月 8 日訓令第 10 号
平成 25 年 3 月 25 日訓令第 1 号
平成 26 年 1 月 24 日訓令第 1 号
平成 27 年 3 月 25 日訓令第 1 号
平成 28 年 3 月 30 日訓令第 5 号
平成 29 年 3 月 23 日訓令第 2 号
平成 30 年 3 月 22 日訓令第 3 号
平成 30 年 8 月 31 日訓令第 8 号
平成 31 年 3 月 13 日訓令第 2 号
令和 2 年 3 月 30 日訓令第 4 号

日高市福祉計画検討委員会設置規程

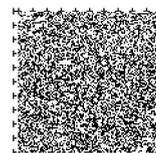
(設置)

第 1 条 日高市事務組織規則（平成 17 年規則第 31 号）第 13 条の規定に基づき、日高市福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる計画の策定及び見直しその他当該計画に係る必要な事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画



- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画
- (6) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条に規定する市町村行動計画
- (7) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 22 人以内をもって組織する。

2 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、福祉子ども部長の職にある者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、健康推進部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に出席する委員を指名することができる。

(作業部会)

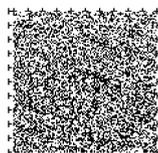
第 6 条 委員会に、所掌事務に係る専門的事項を調査研究するため、別表第 2 に掲げる作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長を置き、作業部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、作業部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。



6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(関係職員の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉子ども部生活福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日訓令第2号抄）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月8日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

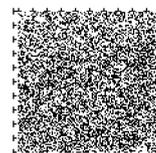
附 則（平成25年3月25日訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月24日訓令第1号）

この訓令中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日訓令第1号）



この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 31 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 30 年 8 月 31 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日訓令第 2 号）

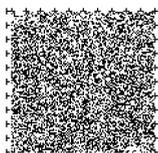
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日訓令第 4 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

福祉子ども部長	生活福祉課長
健康推進部長	障がい福祉課長
政策秘書課長	子育て応援課長
市政情報課長	長寿いきがい課長
財政課長	保険年金課長
総務課長	保健相談センター所長
危機管理課長	建設課長
税務課長	都市計画課長
環境課長	市街地整備課副参事
産業振興課長	学校教育課長
市民課長	生涯学習課長



別表第2（第6条関係）

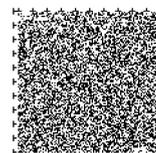
地域福祉計画策定作業部会

障害者・障害福祉・障害児福祉計画策定作業部会

高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定作業部会

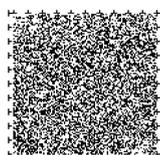
次世代育成支援行動計画策定作業部会

子ども・子育て支援事業計画策定作業部会



4 策定経過

年月日		内 容
令和4年	11月8日	日高市福祉計画検討委員会 ○第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
	12月～1月	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、 「事業所調査」実施
令和5年	3月22日	令和4年度第1回日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会 ○日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しにつ いて
	12月18日 ～ 12月27日	日高市福祉計画検討委員会 ○日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について
	12月27日	令和5年度第1回日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会 ○第8期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗に ついて ○第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)につ いて
	1月6日～ 2月5日	市民コメントの実施
令和6年	2月16日 ～ 2月29日	日高市福祉計画検討委員会 ○第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)につ いて
	2月28日	令和5年度第2回日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会 ○市民コメントの結果について ○第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)につ いて
	3月13日	計画決定



5 市民コメント

◆募集の方法

- 1 広報ひだか(令和6年1月1日号)
- 2 市ホームページ
- 3 資料を配置(市役所1階行政情報コーナー、長寿いきがい課窓口、各公民館、生涯学習センター、総合福祉センター「高麗の郷」及び文化体育館「ひだかアリーナ」)

◆募集期間

令和6年1月6日(土)から令和6年2月5日(月)まで

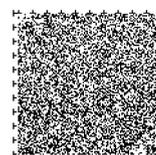
◆対象者

市内在住、在勤及び在学の人

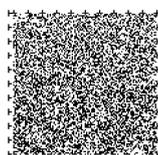
◆結果

意見の提出者1名、意見の件数6件(詳細は以下のとおりです。)

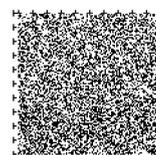
No.	寄せられた意見	市の考え方
1	<p>全体を通して</p> <p>本計画は行政が策定するもので公用文に該当します。公用文の作成に当たっては基準やガイドラインがあります。</p> <p>①正確に書く、分かりやすく書く、気持ちに配慮して書く。本計画は、市民、保健・医療・福祉などの関係者が読み手になると思いますが、特に市民にとって分かりやすくなるよう仕上げしてほしいと思います。</p> <p>②常用漢字表に原則拘束されます。平仮名が妥当かと思われる言葉の表記については、よく検討ください。例として口腔(腔は常用漢字外)・徘徊(2文字とも常用漢字外)・排泄(泄は常用漢字外)…障がい者計画では排せつと表記</p>	<p>公用文の基準、ガイドラインに即した表現を心掛けております。常用漢字表による標記を原則としておりますが、常用漢字表にない表現を使用する場合は振り仮名を付け、読みやすくなるよう努めてまいります。</p>



	<p>(平仮名表記又は基準では振り仮名を付ける)</p> <p>③送り仮名の記載も難しい言葉があるので、十分注意してください。</p> <p>④「等」、「など」は、本当に必要かどうかよく見てください。</p> <p>⑤普及啓発、普及・啓発 使い分けがあるのでしょうか。</p>	
2	<p>前計画(令和5年度まで)の評価、振り返り</p> <p>令和3年度からの3年間の事業の実績値が記載されているところもございますが、前計画の中で、いろいろな施策、事業を実施してきたと思います。この期間で、実施してきたこと、改善されたこと、成果などはどうなっているのでしょうか。達成状況等の最終的評価を実施するとともに、目指すべき方向性や達成すべき目標の再検討を行い、本計画の策定に当たっていると思いますが、どうなっているのでしょうか。これはできたけどあれはできなかったということがあり、本計画への反映につながっていると思います。</p> <p>令和5年12月27日の日高市高齢者福祉計画・介護事業保険事業計画策定委員会に提出された資料に進捗状況などがあり、この資料を調整して本計画に記載されたらどうでしょうか。3年間の評価の記載をお願いしたいと思います。</p>	<p>本計画案作成の時点においては第8期計画の期間中であり、計画期間の実績を総括することができません。ご指摘の委員会に提出した資料においても、3か年の最終年度は見込み値ないし途中経過の数値となっており、第9期計画への第8期計画の成果の記載は難しいと考えております。なお、基本目標の指標につきましては、今後結果の確定後に市ホームページでの公表を予定しております。</p>



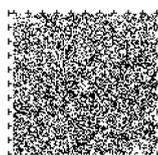
3	<p>計画の進め方</p> <p>過去からの実績や今後の推計などから、計画値という言葉で事業が設定されているところが多くあります。計画値の増減が見込まれると思いますので、予算を適正に過不足なく執行していただきたいと思います。</p> <p>本計画は3年間で、総合計画実施計画の3年間で同一です。毎年度策定の総合計画実施計画と連動し、財政的には大変厳しいと思いますが、効果的、効率的に施策の展開を進めていただきたいと思います。</p>	<p>本事業計画においては、介護サービス量等の見込みから、事業量を推計し、計画を策定することで、必要な保険料の算定を行っているため、「目標」ではなく「計画値」として掲載しております。</p> <p>上位計画である日高市総合計画と一体的に事業を実施するうえで、効果的、効率的に施策を展開できるよう、努めてまいります。</p>
4	<p>用語解説</p> <p>P45にUDフォント、WEBアクセシビリティなどなじみが無く難しい言葉が出てきます。まとめて、用語解説を設けて記載する方法、その都度そのページに記載する方法があると思いますが、記載していただきたいと思います。</p>	<p>計画書冊子巻末に参考資料として用語解説(P84から)を掲載いたしました。</p>
5	<p>市民コメント</p> <p>市民コメントを実施して、「どのような意見が寄せられ、回答内容はこうであった。」と記載していただければと思います。</p>	<p>計画書冊子巻末に参考資料として(このページを)掲載いたしました。</p>
6	<p>計画の推進</p> <p>本市は少子高齢化の進展、人口減少、3人に1人は65歳以上の高齢者で、更にこれが加速度的になることが予測されます。高齢者福祉対策、介護保険事業は、本当に待ったなしの施策の展開が求められています。職員、関係機関、市民一体となって、安全で安心な明るいまちづくりが進めばと思います。</p>	<p>ご指摘の通り、今後も高齢化の進展が予測されております。職員、関係機関、市民の皆様が一体となって施策を実施できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。</p>



6 介護保険サービスの説明

介護サービス(居宅サービス)[要介護1～5]

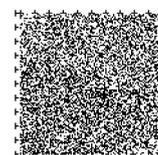
サービス名等	内 容
訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、食事、排せつ、入浴などの身体介護や住居の掃除、洗濯などの生活援助を行います。通院を目的とした乗降介助も利用できます。
訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問し、入浴の介護を行います。
訪問看護	疾患を抱えている方について、看護師などが訪問して療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などリハビリの専門家が訪問し、心身機能の維持、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方や食事など療養上の管理や指導を行います。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターで、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで行います。(送迎含む。)
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や心身機能の維持、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを日帰りで行います。(送迎含む。)
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、排せつ、入浴などの身体介護や機能訓練を受けます。
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとで、心身機能の維持や機能訓練、医師の診療を受けます。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるために、必要な福祉用具を貸与します。
特定福祉用具購入費	日常生活の自立を助けるために、必要な福祉用具を購入することができます。



住宅改修費	日常生活の自立を助けるために、生活環境を整えるための小規模な住宅改修をすることができます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居して、食事、排せつ、入浴などの日常生活の支援や機能訓練が受けられます。

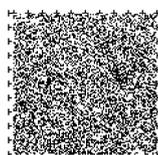
介護予防サービス[要支援1・2]

サービス名等	内 容
介護予防訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問し、入浴の介護を行います。
介護予防訪問看護	看護師などが訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などリハビリの専門家が訪問し、利用者が自宅で行えるリハビリテーションを行います。
介護予防居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、介護予防を目的とした薬の飲み方や食事など療養上の管理や指導を行います。
介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などで、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで行います。(送迎含む。)
介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴などの日常生活の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるため、福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与します。
特定介護予防福祉用具購入費	日常生活の自立を助けるため、介護予防に必要な福祉用具を購入することができます。
介護予防住宅改修	日常生活の自立を助けるため、介護予防に必要な生活環境を整えるための小規模な住宅改修をすることができます。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居して、食事、排せつ、入浴などの日常生活の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



地域密着型サービス

サービス名等	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護師が一体又は密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。(要支援1・2の方は利用できません。)
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時など通報によりヘルパーが訪問する随時対応の訪問介護です。(要支援1・2の方は利用できません。)
地域密着型通所介護	日中、利用定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活の支援や生活機能訓練などを日帰りで行います。(送迎含む。要支援1・2の方は利用できません。)
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。(食費、日常生活費が別途負担となります。)
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模な住宅型の施設への「通い」を中心に、利用者の選択に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスです。(宿泊費、食費、日常生活費が別途負担となります。)
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の高齢者が共同生活する住宅でスタッフの介護を受けながら、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。(要支援1の方は利用できません。居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。)
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が 29 人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。(要支援1・2の方は利用できません。居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 29 人以下の介護老人福祉施設で、日常生活において常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所する施設です。食事、排せつ、入浴などの身体介護や機能訓練、療養上の世話などを受けることができます。(新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方です。居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。)



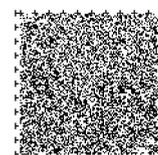
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	利用者の状況に応じて、小規模な住宅型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設への「泊まり」を組み合わせて利用するサービスです。(要支援1・2の方は利用できません。宿泊費、食費、日常生活費が別途負担となります。)
----------------------------	---

施設サービス

サービス名等	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活において常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所する施設です。食事、排せつ、入浴などの身体介護や機能訓練、療養上の世話などを受けることができます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定しており、医学的管理のもとで看護及び介護、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを受けることができる施設です。また、在宅への復帰を支援します。
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。
介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療が終わり、医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための施設です。医療、看護及び介護、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを受けることができます。

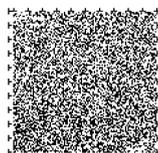
そ の 他

サービス名等	内 容
居宅介護支援	在宅の要介護認定者が居宅サービスなどを適切に利用できるように、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するサービスです。
介護予防支援	要支援認定者が効果的に介護予防に取り組めるよう、介護予防ケアマネジメントを行い、介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成するサービスです。

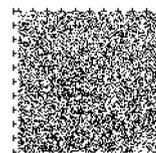


7 用語解説

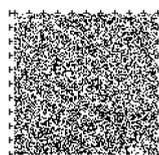
あ	
一般介護予防事業	介護予防の人材育成研修や地域活動組織の育成・支援、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与など、効果的・効率的な介護予防に資する事業です。
か	
介護給付	要介護1～5の対象者に実施される給付のことです。要支援1・2の対象者に実施される給付は予防給付です。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者等からの相談に応じて、その希望や心身の状況に応じた適切なサービスが受けられるように、居宅サービス事業者や介護保険施設等との連絡調整を行います。要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門知識や技術を持つ者として、都道府県知事から介護支援専門員証の交付を受けています。
介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険制度に位置付けられた地域支援事業の一つであり、要支援者及び事業対象者の多様なニーズに、利用者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する事業で、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等があります。
基本チェックリスト	日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するため、厚生労働省が作成した生活機能の評価項目等25項目からなる質問票です。
ケアマネジメント	利用者や家族の希望を尊重しながら、保健・医療・福祉など地域の様々な社会資源を連絡・調整することにより、一人一人の生活に必要なサービスを適切かつ効率的に提供するための手法です。介護保険制度においては、介護支援専門員が要介護者に対するケアマネジメントを担い、地域包括支援センターの職員が要支援者に対する介護予防ケアマネジメントを担います。
権利擁護	自分の権利や援助のニーズを自ら主張できない者に代わって、そのニーズや権利を主張し、権利を行使できるように支援を行います。
後期高齢者	65歳以上の高齢者のうち、75歳以上の高齢者のことを言います。なお、65歳以上75歳未満の高齢者は「前期高齢者」と言います。



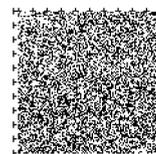
高齢者虐待	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」における定義では、①身体的虐待(暴行)、②養護を著しく怠ること、③心理的虐待(心理的外傷を与える言動等)、④性的な虐待、⑤経済的虐待とされています。
さ	
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防の担い手の発掘・育成や、担い手と支援を必要とする方とのマッチング等の役割を担います。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人)を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。成年後見開始の審判請求を行う親族がない場合、当該親族が申立てを拒否している場合等については、親族に代わって市長が家庭裁判所に申立手続を行います。
前期高齢者	65歳以上の高齢者のうち、65歳以上75歳未満の高齢者のことを言います。なお、75歳以上の高齢者を「後期高齢者」と言います。
た	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の住民のことを言います。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことを言います。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期(1947年から1949年頃)に生まれ、日本の高度成長期と共に育った世代とされています。
団塊ジュニア世代	第二次ベビーブーム期(1971年から1974年頃)に生まれ、団塊の世代の子どもにあたる世代とされています。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割り、支え手や受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことを言います。
地域公共交通協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行う組織です。



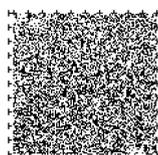
地域公共交通計画	地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにする公共交通の「マスタープラン」の役割を果たすものです。
地域支援事業	65歳以上の方を対象に、要介護状態又は要支援状態になることを予防し、社会参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、介護予防に関する事業等を内容とします。
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を言います。
地域包括支援センター	地域支援事業の中核を担う施設で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されます。包括的支援事業を実施するとともに、要支援1・2の予防給付のケアプラン作成業務を担います。
チームオレンジ	認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みです。
デジタルトランスフォーメーション(DX)	デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより豊かに良いものへと変革すること。
な	
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下した状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されています。
認知症ケアパス	認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、その家族が安心できるよう、認知症の状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、適切なサービス適用の流れを提示するものです。
認知症初期集中支援チーム	医療・介護の専門職それぞれ1名以上、認知症専門医1名の計3名以上の専門職で編成され、受診等に係る支援が必要な方に対して家庭訪問を行い、症状を把握しながら家族等への支援を行います。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合を言います。



は	
バリアフリー	誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように、社会基盤や施設、制度上の障壁等を取り除くことを言います。
ボランティア	ボランティアについて明確な定義はありませんが、一般的に、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為を指してボランティアと言われています。
や	
ユニバーサルデザインフォント(UDフォント)	UDフォント(ユニバーサルデザインフォント)とは、多くの人に分かりやすく、読みやすいように工夫されたフォント(書体)のことです。
要介護認定	介護保険制度において、介護保険サービスによる支援が必要かを判断するため、利用者が要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)です。保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されますが、要介護認定の結果は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定められています。 要介護認定においては、心身の状態によって、軽い方から要支援1・2、要介護1～5の区分が設定されています。なお、要介護度に応じて保険適用の居宅サービスの利用上限が異なり、また、要支援の場合、一部保険適用にならないサービスがあります。
予防給付	要支援1・2の対象者に実施される給付です。
ら	
リハビリテーション	心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、高齢者や障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいいます。



ABC	
DX(デジタルトランスフォーメーション)	デジタルトランスフォーメーション(DX)を参照してください。
SNS(市公式SNS)	SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスのことです。 市公式SNSは、市の業務、取り組み、行事の更新情報等を発信することを通じ、利用者に市の理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的として運用しています。令和6年1月現在、Instagram、X(旧Twitter)、Facebook、LINE、YouTubeを運用しています。
UDフォント(ユニバーサルデザインフォント)	ユニバーサルデザインフォント(UDフォント)を参照してください。
WEBアクセシビリティ	WEB(ウェブ)アクセシビリティとは、高齢者や障がい者といった、ホームページ等の利用に何らかの制約があったり利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味しています。



第9期
日高市高齢者福祉計画
介護保険事業計画

令和6年3月

発行 / 日高市

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

電話 042-989-2111 (代)

URL <http://www.city.hidaka.lg.jp/>

